

平成25年度重点提案・要望書

福 井 県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今、我が国においては、経済のグローバル化、急速な少子高齢化、本格的な人口減少の時代を迎え、地域間格差が深刻な課題として浮き彫りとなっています。大都市圏中心の国土政策から、地方に軸足を置き、地方に活力を呼び込む政策を実施することにより、災害に強い国土づくりと日本全体の活力を高めていくことが必要です。

一方、東京電力福島第一原発事故により損なわれた原子力発電への信頼に対して、国は、あらゆる努力を払って、安全性の信頼回復に努めなければなりません。また、国のエネルギー政策に貢献し、日本経済を支えてきた本県の原子力発電所立地地域の活力を、国の責任において維持することが必要です。

本県には、豊かな自然、文化、伝統、人と人との絆やつながりなど、かけがえのない魅力があり、幸福度の高い県として評価を受けています。こうした本県の持てる力を最大限に発揮し、県民が希望を持てるふるさとづくりに全力で取り組んでいるところです。

次に掲げた事項は、いずれも、こうした本県の安全・安心の確保、都市と地方の格差解消と地方の活力の増進に必要不可欠な事項ですので、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年7月

福井県知事 西川 一誠

緊急要望事項

(原子力の安全と立地地域対策)

- 原子力発電所の安全確保対策
- 原子力防災体制の強化
- 原子力発電所立地地域の緊急経済・雇用対策
- 電源三法交付金・補助金の制度充実

1 提案

1 エネルギー政策の見直し

(1) 原子力発電の位置付け

エネルギー問題は、国民生活の安定と国家の安全保障に関わる最重要事項であり、エネルギー政策の見直しにおいては、これまで基幹電源として電力供給を担ってきた原子力発電が、引き続き重要な電源であることを明確に位置付けること。

原子力発電については、国民生活の安定や産業の発展に欠かすことのできないものであることについて、その具体的な情報を政府広報等を通じ、国民に広く発信していくこと。

(2) 核燃料サイクル政策の方向性

使用済み燃料の再処理・貯蔵・最終処分、プルサーマル、高速増殖炉の研究開発等の核燃料サイクル政策について、国の確固たる将来方向を示すとともに、使用済み燃料の中間貯蔵については、これまで電力を使用してきた消費地の責任において対応するよう、国が前面に立って取り組むこと。

2 新たな原子力安全規制体制の早期確立

(1) 新たな安全規制体制の早期確立

原子力規制庁を一日も早く設置し、信頼される安全規制体制を確立すること。原子力規制庁の設置に当たっては、発電所に近い現場において強い権限と指導力を持つ組織とし、安全管理と事故制圧に万全を期すこと。

また、新規制庁が発足と同時に十分機能を発揮するよう、規制体制の移管を円滑に行うこと。

(2) 高経年化の安全対策の充実強化

原発の高経年化対策の充実強化や、将来の廃炉技術を確立するため、福島第一原発事故から得られる知見を活かしながら、本県の高経年化プラントを活用した安全運転に関する研究や技術開発を積極的に推進すること。

また、運転期間を40年で区切る科学的根拠や、運転延長を例外的に認める基準を明確化すること。

2 現状と課題

1 エネルギー政策の見直し

(1) 原子力発電の位置付け

- ・今夏の「革新的エネルギー・環境戦略」の決定に向け、「エネルギー基本計画」「原子力政策大綱」見直しに向け複数の原子力比率の選択肢が検討されている。
- ・4月14日の知事と枝野経済産業大臣との面談においては、枝野大臣から「これまで基幹電源として電力供給を担ってきた原子力発電を、今後とも、引き続き重要な電源として活用することが必要」との政府の統一見解が示されたほか、6月8日の総理会見において「国の重要課題であるエネルギー安全保障という視点からも、原発は重要な電源」との見解が示された。
- ・エネルギー政策の見直しにおいては、引き続き重要な電源として活用する原子力発電の位置付けを明確にすることが必要。

(2) 核燃料サイクル政策の方向性

- ・原子力政策大綱見直しに向けた原子力委員会の検討では、使用済み燃料の全量再処理、再処理・直接処分併存、全量直接処分の3案が検討されている。
- ・核燃料サイクル政策の見直しに当たっては、使用済み燃料の中間貯蔵について、これまで電力を使用してきた消費地の責任において対応するよう、国が前面に立って対応することが必要。

2 新たな原子力安全規制体制の早期確立

(1) 新たな安全規制体制の早期確立

- ・国は、規制と利用を分離し原子力規制庁を設置する「原子力組織制度改革法案」を閣議決定し国会に上程。
- ・同法案は、福島事故の知見に基づき安全規制を強化する「原子炉等規制法」の改正も含んでいる。
- ・与野党の修正協議による「原子力規制委員会設置法案」が6月20日に成立。

(2) 高経年化の安全対策の充実強化

- ・本県には、福島第一原発1号機と同タイプの敦賀1号機や、全国初の加圧水型原発の美浜1号機があり、いずれも運転年数が40年を超えている。
- ・本年7月には、美浜2号機の運転年数が40年を迎える。
- ・4月14日の知事との面談において、枝野大臣は「研究開発や人材育成を含む高経年化対策について、福井県にもご協力いただきながら、国として着実に取り組んでいく」との考えを示しており、本県の高経年化プラントを活用した研究開発を具体化していくことが必要。
- ・6月16日の知事と関係閣僚の面談において、細野大臣も「原子力の安全技術の向上、研究開発の推進、人材育成は極めて重要な課題」との考えを示している。
- ・「原子炉等規制法の改正」において、運転期間を40年で区切り、例外的に運転延長を認めるとしているが、基準が明確でない。

3 担当部署

安全環境部原子力安全対策課

原子力防災体制の強化

経済産業省、内閣府、文部科学省、国土交通省、防衛省、厚生労働省

1 提 案

1 原子力災害制圧道路等の早期整備

(1) 特別な財政支援措置の継続・充実

原子力発電所周辺の原子力災害制圧道路等の整備については、国による特別な財政支援措置を継続し、早期整備を図ること。

(2) 幹線道路の強化

舞鶴若狭自動車道や国道8号、国道27号など幹線道路網が寸断されることのないよう、防災機能を強化すること。

2 原子力防災対策の充実

(1) 防護対策の強化

防災対策を重点的に充実すべき地域等の検討にあたっては、未だ国が屋内退避、避難等の防護対策を実施する具体的な判断基準やその内容を明確にしていないことから、地域防災計画の改定に支障が生じており、早期にその内容を明らかにすること。

県の区域を越えた広域避難については、国が前面に立って避難先等を調整する体制を整備すること。

(2) SPEEDIの充実

SPEEDIについては、住民避難等を迅速かつ的確に行うという観点から、放射量の推定機能や被ばく線量の評価機能の充実強化を行い、計算結果の迅速な公開や避難に際しての活用方法を示すなど、原子力防災対策において十分活用できるようにすること。

また、これら機能強化の内容や整備時期について明らかにすること。

(3) オフサイトセンターの機能強化

オフサイトセンターについては、放射性物質の進入を防止するための換気・空調設備の設置や、電源・通信設備の充実など、施設の機能強化を図ること。

また、地震・津波等の大規模災害を想定し、国の責任において代替施設を早期に確保すること。

(4) 原子力災害時における救援・救護体制の強化

県内の原子力発電所は、すべて半島部に立地していることから、東日本大震災のような万一の災害時における、自衛隊や海上保安庁の陸上、海上、空路による救援・救護活動について、訓練等を実施し、実効性ある救援・救護体制を強化すること。

3 安定ヨウ素剤の配布・服用基準の明確化

- (1) 安定ヨウ素剤の予防服用について、避難等と安定ヨウ素剤の配布・予防服用を組み合わせた総合的な防護対策のあり方を早急に示すこと。
- (2) 緊急事態における安定ヨウ素剤に関する医師の服用指示について政府の統一見解を示し、自治体職員が住民に対して迅速な服用指示ができるような判断基準を示すこと。
- (3) 小児用の安定ヨウ素剤の開発および製造について、早急に製薬業者等を指導・支援すること。
- (4) 安定ヨウ素剤の服用による副作用発生時に服用指示をした医師等の免責制度、患者の補償制度を創設すること。

2 現状と課題

1 原子力災害制圧道路等の早期整備

(1) 道路整備の財源確保

- ・本県の原子力発電所は、全て半島に位置し、各発電所へのアクセスは1路線のみ。この限られたアクセス道路が寸断されると、事故発生時の初動対応に必要な人員、重機などの輸送や、住民の迅速な避難に多大な影響を及ぼすおそれ。
- ・平成24年度政府予算で原子力発電施設等立地地域特別交付金により、15億円が確保されたが、毎年度ごとの予算措置となるため、確実に十分な予算措置が必要。

(2) 幹線道路の防災強化

- ・舞鶴若狭自動車道や国道8号、国道27号など幹線道路網の交通遮断が大雪などの異常気象時に頻発。
- ・幹線道路については、大規模地震や異常気象時等にも確実に交通を確保するよう、寸断されるおそれが高い区間の道路の整備など防災機能の強化が必要。

2 原子力防災対策の充実

(1) 防護対策の強化

- ・国は防災対策を重点的に実施すべき範囲について、福島での経験に基づく安全対策の向上や科学的な根拠を示さず、単に同心円状の距離の範囲のみを拡大する方針を決めたが、屋内退避、避難等の防護対策の実施の具体的な判断基準や内容を明確にすることが必要。
- ・避難の長期化や県域を越えた広域的な避難等について、避難先の確保や災害時要援護者への対応等大規模な避難計画の策定や広域避難には、国が主導的に調整する体制を整備すべき。現在は、国の役割について方針を明らかにしていない。

(2) SPEED Iの充実

- ・SPEED Iについて、計算範囲の拡大、通信回線の強化を行うとともに、住民避難等を迅速かつ的確に行うという観点から、計算結果の評価方法や避難に際しての活用方法の検討を行い、原子力防災対策において十分活用できるようにする必要がある。

(3) オフサイトセンターの機能強化

- ・福島原発事故において、オフサイトセンターが機能しなかったことを踏まえ、国が大規模災害を想定し、国の責任において、代替施設を早期に整備することが必要。

(4) 原子力災害時における救援・救護体制の強化

- ・東日本大震災のような複合災害において、道路が使用困難になるなど、あらゆる場合に備えるためには、道路の整備の一方で、海上、空路等による住民避難体制の強化が必要
- ・本県の原子力防災訓練においても、海上保安庁や海上自衛隊による海上避難を実施
- ・平成23年9月に知事による防衛大臣への要請を受け、海上自衛隊では海上避難のための航路や着岸地点等の調査に着手
- ・訓練、調査等を重ね、自衛隊、海上保安庁による実効性のある体制の構築が必要

3 安定ヨウ素剤の配布・服用基準の明確化

- ・3月の原子力安全委員会の中とりまとめでは、安定ヨウ素剤の各戸への事前配布、自治体の判断での服用指示など示されているが、必要な備蓄範囲と考え方が不明確。
- ・備蓄の範囲、必要量の根拠が示される必要があるとともに、各戸事前配布等には、服用決定の具体的判断基準、配布に必要とされている医師の立会いの要件緩和や、その場で服用できるような小児用錠剤の開発が必要。
- ・県としては、配備場所の多重化、ヨウ素過敏症の事前調査、平時からの服用指導、安全に服用する方法等について検討していくが、基本的には国の指針の中での国の体制が明確にされないと対応困難。

3 担当部署

安全環境部危機対策・防災課、健康福祉部地域医療課
土木部道路建設課、道路保全課

原子力災害制圧道路等の整備

-  : 高規格幹線道路
-  : 直轄国道
-  : 災害制圧道路等
-  : 整備箇所



原子力発電所立地地域の緊急経済・雇用対策

経済産業省、厚生労働省、総務省

1 提案

原子力発電所の運転停止に伴い、本県においては、平成24年6月にプラントの定期検査作業が全て終了していることから、原発の保守点検を行う企業や修繕工事等を受注している建設業をはじめ、小売業やサービス業等にも影響を及ぼし、消費の縮小や雇用環境の悪化など、地域経済の停滞が懸念される。

ついては、原子力発電所立地地域（以下「立地地域」という）の経済・雇用の安定を図るため、積極的な経済・雇用対策を早急を実施すること。

1 緊急経済雇用対策の実施

(1) 雇用対策

有効求人倍率は全国的に回復傾向にある中、立地地域では平成21年の不況時の水準に低下するなど、雇用環境が急速に悪化している。

このため、以下の雇用対策を行い、立地地域の雇用を確保すること。

① 雇用維持対策の実施

立地地域の事業所の雇用を維持するため、雇用調整助成金および中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件を緩和し、支給日数を延長すること。

要件緩和

「最近3ヶ月間の売上等の平均値と、その直前または前年同期比が5%以上減少」に加え、「最近1ヶ月間の売上等と、その直前または前年同期比が5%以上減少」および「最近3ヶ月間の売上等の平均値と、前々年同期比が10%以上減少」に。

日数延長

「3年間で300日分」に別枠で300日分を追加

② 雇用創出対策の実施

立地地域において臨時応急の雇用の場を確保するため、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を追加交付すること。

(2) 中小企業者の資金繰り対策

建設業、小売業や宿泊業など地元の中小企業者の売上げ減少により、県のセーフティネット資金の需要増加が見込まれることから、以下の資金繰り対策を行い、立地地域の中小企業の経営の安定化を図ること。

- ・立地地域の中小企業を対象に、全業種指定のセーフティネット保証制度を新たに設けること。

〔 現行のセーフティネット保証：無担保8千万円保証、最大2億8千万円保証
全業種指定(全都道府県において24年9月まで実施) 〕

- ・定期検査作業が実施されないことにより売上げが減少する中小企業者に対しては、東日本大震災復興緊急保証制度に準じて、一般保証制度、セーフティネット保証制度に加え、さらに別枠の保証制度を設けること。

〔 i 一般保証 : 無担保8千万円保証、最大2億8千万円保証
ii セーフティネット保証 : 無担保8千万円保証、最大2億8千万円保証
iii 東日本大震災復興緊急保証 : 無担保8千万円保証、最大2億8千万円保証 〕

2 自治体が行う経済雇用対策への財政支援

立地地域において自治体が独自に行う中小企業への資金繰り支援や雇用確保などの経済・雇用対策に対し、財源措置を行うこと。

3 立地地域対策の強化

エネルギー政策の見直しにより、立地地域の経済や雇用に対して影響を与えることがないように、立地地域との連携を一層強化して、新たな産業や雇用の創出などに万全の対策を講じること。

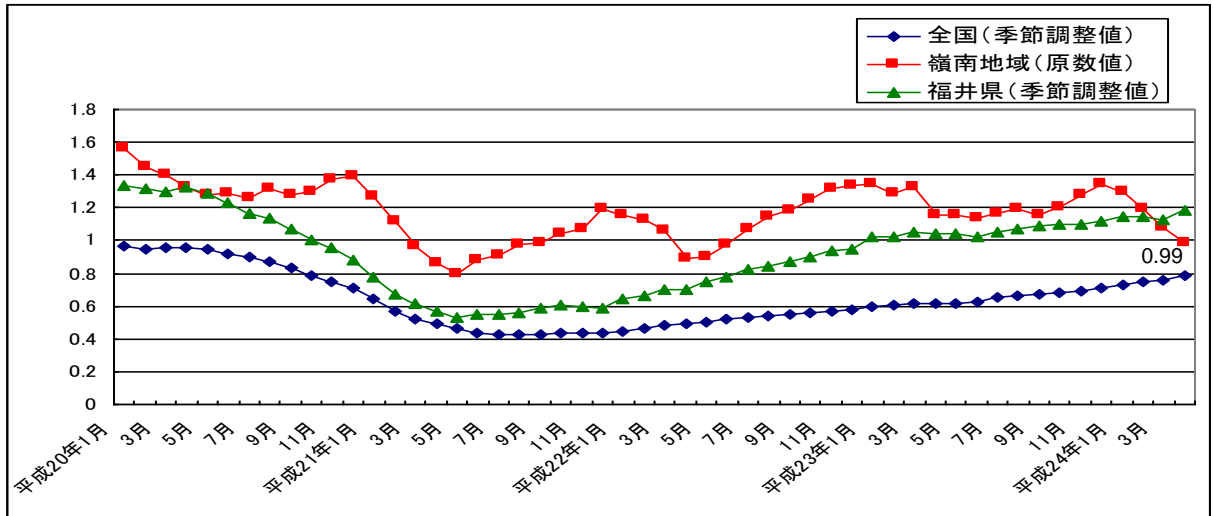
2 現状と課題

1 緊急経済雇用対策の実施

(1) 雇用対策について

①雇用維持対策の実施

・有効求人倍率の推移



・新規求人数

| 年月 | 嶺南計 | 対前 年比 | 福井県 | 対前 年比 | 全国 | 対前 年比 |
|----------|-------|----------|-------|----------|---------|----------|
| 平成23年 4月 | 1,007 | 20.2% | 5,211 | 17.7% | 619,556 | 12.2% |
| 5月 | 911 | 9.4% | 4,901 | 11.0% | 584,345 | 17.3% |
| 6月 | 960 | 0.4% | 5,216 | 8.2% | 639,608 | 12.6% |
| 7月 | 1,043 | 6.6% | 5,727 | 17.3% | 648,582 | 12.2% |
| 8月 | 936 | 0.0% | 5,610 | 11.3% | 679,635 | 18.4% |
| 9月 | 900 | -13.1% | 5,817 | 8.4% | 701,898 | 12.5% |
| 10月 | 1,023 | -1.1% | 6,211 | 14.2% | 719,365 | 11.8% |
| 11月 | 956 | 7.8% | 5,584 | 3.2% | 684,716 | 14.2% |
| 12月 | 818 | -6.5% | 5,170 | 8.7% | 597,353 | 14.4% |
| 平成24年 1月 | 954 | -12.2% | 6,034 | 7.2% | 744,046 | 12.4% |
| 2月 | 955 | -5.2% | 6,148 | 5.7% | 772,786 | 16.3% |
| 3月 | 919 | -12.7% | 6,199 | 2.6% | 765,250 | 15.2% |
| 4月 | 914 | -9.2% | 5,902 | 13.3% | 707,643 | 14.2% |

②雇用創出対策の実施

重点分野雇用創造事業の拡充（震災等緊急雇用対応事業）
2,000億円（全国）、期間延長：24年度末⇒25年度末

(2) 中小企業者の資金繰り対策について

・セーフティネット保証（5号）の全業種指定（全国を対象）

指定された業種について経営の安定に支障が生じている中小企業者に対する保証を全業種に拡大

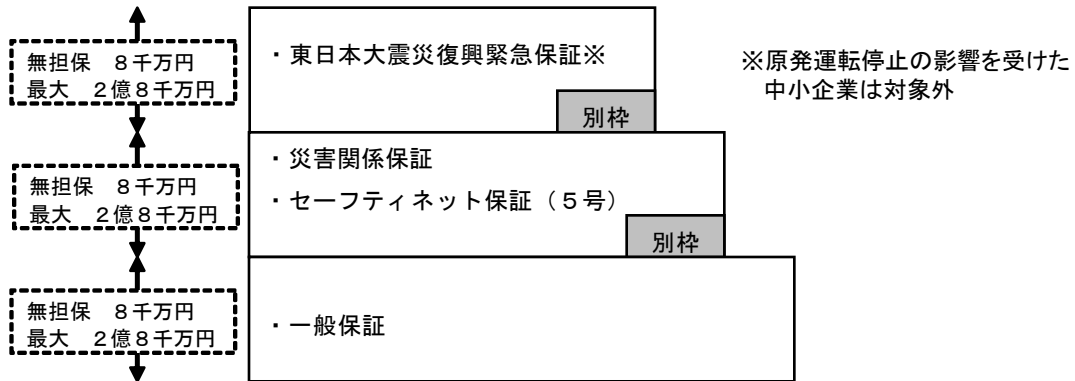
保証割合 融資額の100%（無担保8千万円、最大2億8千万円）

※24年10月以降に指定業種が見直される予定

・東日本大震災復興緊急保証の実施

対象者 震災被害により経営に支障を来している中小企業者等

保証割合 融資額の100%（無担保8千万円、最大2億8千万円）



2 自治体が行う経済雇用対策への財政支援

・ 地方独自の雇用創出等のための地方交付税増額（平成21、22年度） 約5000億円

3 立地地域対策の強化

- ・ 今夏の「革新的エネルギー・環境戦略」の決定に向け、「エネルギー基本計画「原子力政策大綱」見直しに向け複数の原子力比率の選択肢が検討されている。
- ・ 6月16日の知事と関係閣僚の面談において、枝野大臣から「中長期的なエネルギー構成の議論がいかなるものになるろうとも、地域の経済や雇用に与える影響が生じないよう最大限の努力をする」旨の見解が示されている。

3 担当部署

産業労働部産業政策課、商業振興・金融課、企業誘致課、労働政策課

電源三法交付金・補助金の制度充実

文部科学省、経済産業省

1 提 案

原子力発電所の安全性の確保を大前提として、電源地域の自立的かつ恒久的な地域振興を図るため、以下の措置を講じること。

(1) エネルギー対策特別会計の堅持

電気の消費地と生産地の受益と負担という、エネルギー対策特別会計の制度趣旨を堅持し、引き続き、電源立地地域への財政支援措置を十分確保すること。

(2) 交付金算定における「みなし規定」の適用

交付金の算定において、原子力発電所の安全を確保するために運転を停止している期間については「みなし規定」を適用し、現在の交付水準が維持されるよう適切に対応すること。

(3) 研究開発の促進に資する交付金等の継続交付

電源地域において、放射線を利用した研究開発を促進し、地域産業の振興を図るため、「放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金」による支援を継続すること。

また、高速増殖炉「もんじゅ」が本県に立地し続けることを踏まえ、核燃料サイクル政策の見直しの結果如何にかかわらず、「高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金（FBR交付金）」を継続して交付するための必要な予算を確保すること。

(4) 電気料金割引制度の拡充

住民、企業に対する電気料金の割引制度の対象地域を全県に拡大すること。また、原子力発電所立地県への企業誘致を促進するため、誘致企業に対する電気料金割引制度（半額、8年間）の対象地域を全県に拡大するとともに、電源立地地域への誘致企業に対しては、補助率の嵩上げや補助対象期間を延長することなど、制度拡充を行うこと。

(5) 交付金制度の弾力的な運用等

自主的・弾力的に交付金を活用できるよう、基金の目的変更の制限の撤廃や、国の法定補助事業への充当制限の撤廃など、制度の改善を図ること。

また、交付金制度の見直しを行う際には、あらかじめ関係自治体の意見を聞くこと。

2 現状と課題

(1) エネルギー対策特別会計の堅持

- ・原子力発電所の安全性の確保を大前提として、引き続き原子力と地域との共生を進め、持続的な地域振興を図るため、電源立地地域に対する財政支援措置を十分に確保することが必要。

(2) 交付金算定における「みなし規定」の適用

- ・福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力発電所の安全性を確保するために運転を停止している現状を踏まえ、平成25年度以降の電力移出県等交付金や長期発展対策交付金の算定において、運転停止期間中は設備能力の81%が交付対象となる「みなし規定」を適用することが必要。

【参考】電源三法交付金への影響

○平成24年度の交付見込額

- ・電力移出県等交付金 59億円（県 44億円、市町 15億円）
- ・長期発展対策交付金 60億円（敦賀市 11億円、美浜町 12億円、高浜町 17億円、おおい町 20億円）

○平成25年度の交付見込（平成23年度の発電実績に基づき算定）

①電力移出県等交付金

- ・運転休止中に「みなし規定」が適用される場合 ⇒ 24交付見込額の約75%
- ・ 「 「みなし規定」が適用されない場合 ⇒ 24交付見込額の約48%

②長期発展対策交付金

- ・運転休止中に「みなし規定」が適用される場合 ⇒ 24交付見込額の約93%
- ・ 「 「みなし規定」が適用されない場合 ⇒ 24交付見込額の約74%

(3) 研究開発の促進に資する交付金等の継続交付

- ・本県では、「放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金」を活用して粒子線による品種改良研究などの研究を実施。放射線やエネルギー利用の研究開発や人材育成を引き続き進めるため、同交付金を継続して交付することが必要。
- ・また、エネルギー研究開発拠点化計画の「充実・強化分野」における原子力防災・危機管理向上のための研究開発事業や、次代を担う人材の育成に「FBR交付金」を活用する予定。「もんじゅ」の立地に対する県民の理解促進を図るためにも、同交付金制度を継続し、有効に活用していくことが必要。

(4) 電気料金割引制度の拡充

- ・原子力発電の地域に対する貢献を住民の目に見える形で示すとともに、新たな産業の企業立地を促進するため、周辺地域交付金（住民・企業に対する電気料金割引制度）および周辺地域企業立地支援補助金（新規立地や工場増設を行う企業への電気料金割引制度）の対象地域を全県に拡げることが必要
- ・立地および周辺地域について、原子力発電関連産業だけでなく、成長分野への産業構造を強化するため、周辺地域企業立地支援補助金の補助率嵩上げや補助対象期間の延長など、制度の拡充が必要

【参考】対象を拡大した場合の所要額

○住民・企業に対する電気料金割引制度

現行（7市町） 21.5億円

全県に拡大（17市町） 65.9億円

○新增設を行う企業に対する電気料金割引制度

現行（10市町） 7.4億円

全県に拡大（17市町） 25.9億円

※新增設を行う企業に対する電気料金割引制度を、立地地域では嵩上げする場合

現行（半額補助） 7.4億円

嵩上げ（3分の2補助） 9.9億円

(5) 交付金制度の拡充等

- ・交付金制度の見直しにおいて、国の予算補助事業（農業集落排水施設整備事業等）への充当制限の撤廃等が図られたが、今後は、基金の目的変更の制限の撤廃や、国の法定補助事業（教育施設整備事業等）への充当制限の撤廃を行うとともに、事務手続きの簡素化が必要

3 担当部署

総合政策部電源地域振興課

最重点事項

- 北陸新幹線の早期完成と県内整備の促進
- 高規格幹線道路の早期開通に向けた建設促進
- エネルギー研究開発拠点化計画の推進
- 地方分権改革の推進

北陸新幹線の早期完成と県内整備の促進

1 提案

国土交通省、財務省、総務省、鉄道・運輸機構

東日本大震災からの復旧・復興を進める一方、災害に強い国土づくりの観点から、太平洋側に集中する日本の国土構造を是正し、太平洋側と日本海側が相互に支えあう国土構造を早期に実現することが急務である。

北陸新幹線は、複軸型国土構造の核となる重要な路線であり、災害対応はもとより、経済成長の実現の観点から、国家プロジェクトとして、優先して整備すべきである。

- (1) 敦賀までの早期完成・開業を図ること。
- (2) 整備に必要な財源については、公共事業費の拡充、今回認可された区間の貸付料の前倒し活用などにより十分に確保すること。
- (3) 工事の発注に当たっては、県内事業者の受注機会の増大および早期発注を進めること。
- (4) 大阪までのフル規格による全線整備を実現すること。
- (5) 将来のリニア中央新幹線の開業等を踏まえ、北陸・中京圏間の接続向上を図ること。

2 現状と課題

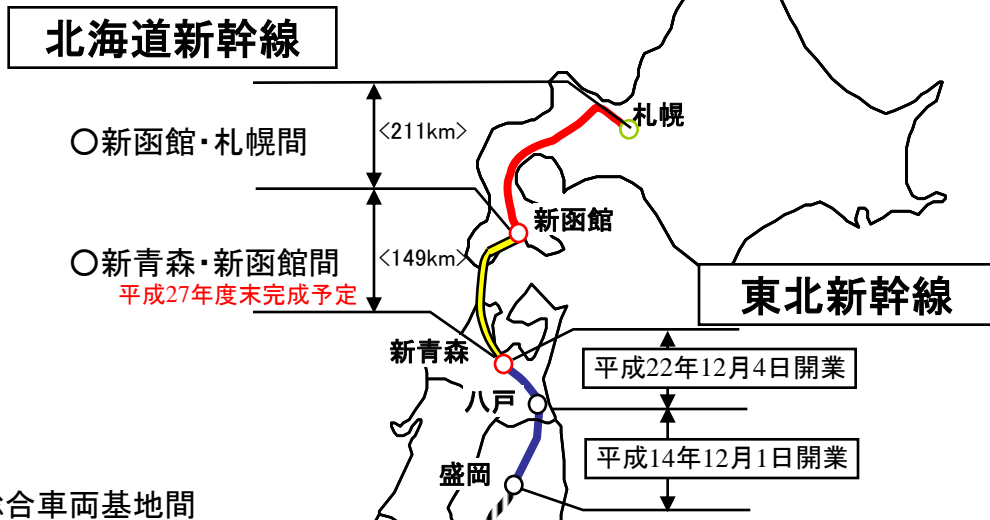
- ・認可区間 = 金沢・敦賀間 125km (うち県内区間約74km)
工事費 (その1認可) 約9,000億円 (うち県負担対象工事費 約6,100億円)
- ・県内における新幹線用地の早期買収要望区間
福井市：森田北東部地区土地区画整理事業 約10,000㎡ 工期 H8～H28
市場周辺地区 " 約17,000㎡ 工期 H8～H26
あわら市：約2,700㎡
- ・敦賀開業は、金沢開業から10年強後とされるが、北陸3県に大きな地域格差が生じないよう敦賀までの早期開業を図るためには、新たな財源 (公共事業費の拡充、今回認可された区間の貸付料の前倒し活用など) の確保が必要
- ・今回認可された整備新幹線の収支採算性
北陸新幹線 (金沢・敦賀間 125km) 102億円/年
北海道新幹線 (新函館・札幌間 211km) 35億円/年
九州新幹線 (諫早・長崎間 21km) 20億円/年
- ・整備新幹線小委員会とりまとめ (H24. 4. 3)
北陸新幹線については、新幹線区間と関西方面・中京方面等の在来線との連絡輸送量等を勘案し、軌間可変電車以外の在来線列車と新幹線の乗り換えの利便性向上にも十分配慮することが必要である。

3 担当部署

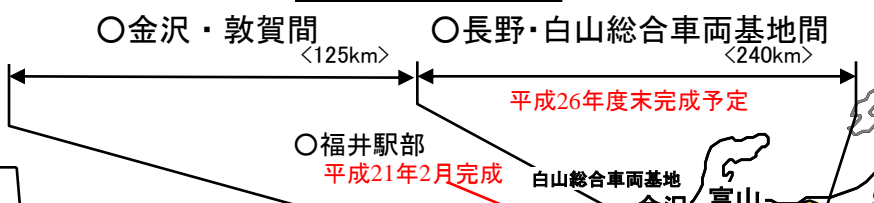
総合政策部新幹線建設推進課

整備新幹線の現状

| 区分 | 例 | 路線延長 | |
|--------|-----------|---------|---|
| | | 距離 | 区間 |
| 営業路線 | 既設新幹線開業区間 | 1,835km | 東海道(東京~新大阪) 山陽(新大阪~博多) 東北(東京~盛岡) 上越(大~新潟) |
| | 整備新幹線開業区間 | 553km | 東北(盛岡~新青森) 北陸(高崎~長野) 九州(博多~鹿児島中央) |
| 整備計画路線 | 建設中区間 | 434km | 北海道(新青森~新函館) 北陸(長野~白山総合車両基地 福井駅部) 九州(武雄温泉~諫早) |
| | 新規着工区間 | 357km | 北海道(新函館~札幌) 北陸(白山総合車両基地~敦賀 (福井駅部除く)) 九州(諫早~長崎) |
| | 工事実施計画未申請 | 180km | 北陸(敦賀~大阪) 九州(新鳥栖~武雄温泉) |
| | 延長計 | 3,359km | |



北陸新幹線



九州新幹線 (長崎ルート)

- 武雄温泉・諫早間
フリーゲージトレイン <45km>
(スーパー特急)
認可(平成20年3月)から
概ね10年程度で完成予定
- 諫早・長崎間
(スーパー特急) <21km>



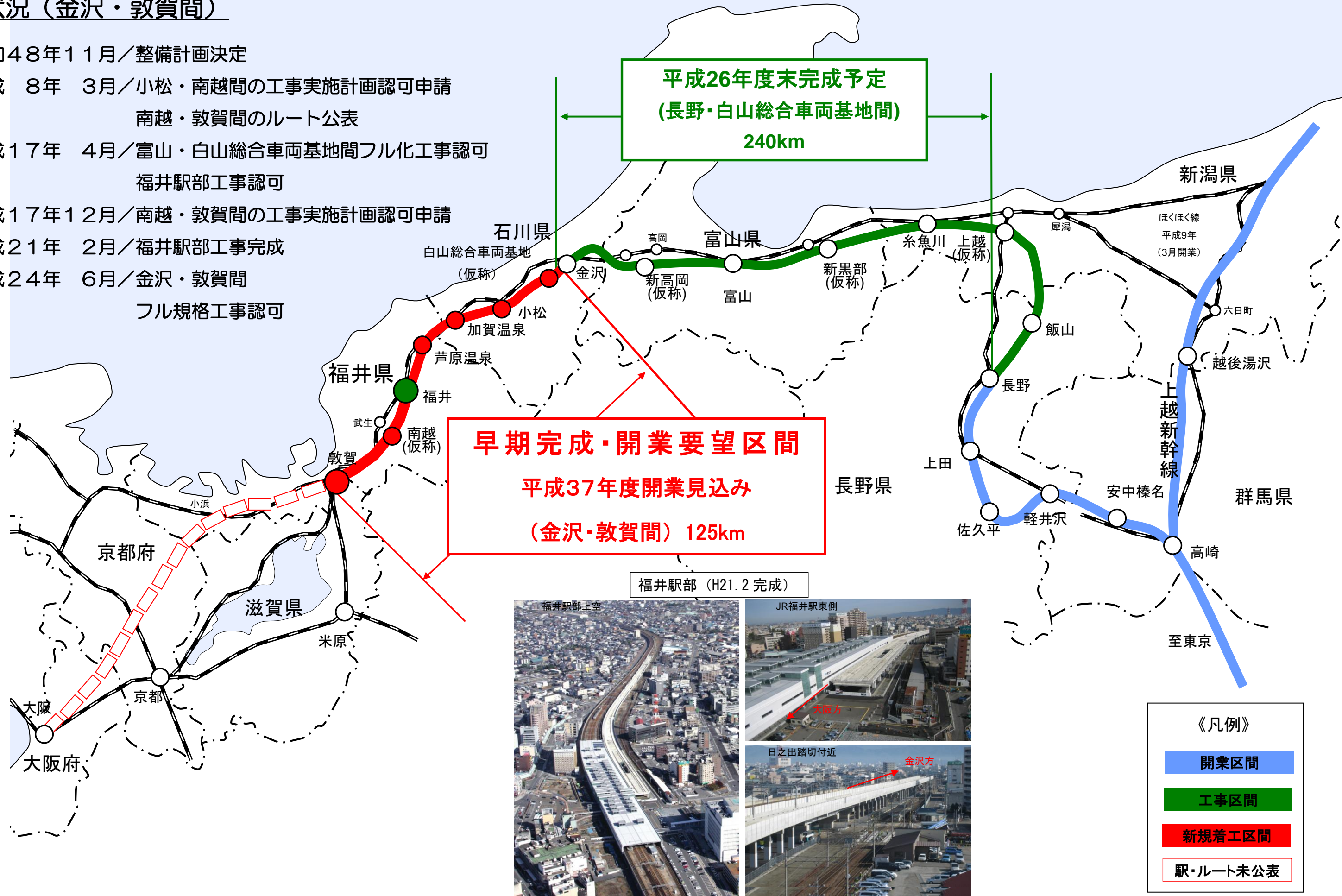
九州新幹線 (鹿児島ルート)



北陸新幹線

整備状況（金沢・敦賀間）

- ・昭和48年11月／整備計画決定
- ・平成8年3月／小松・南越間の工事実施計画認可申請
南越・敦賀間のルート公表
- ・平成17年4月／富山・白山総合車両基地間フル化工事認可
福井駅部工事認可
- ・平成17年12月／南越・敦賀間の工事実施計画認可申請
- ・平成21年2月／福井駅部工事完成
- ・平成24年6月／金沢・敦賀間
フル規格工事認可



《凡例》

| |
|----------|
| 開業区間 |
| 工事区間 |
| 新規着工区間 |
| 駅・ルート未公表 |

1 提案

災害に強い国土構造を実現するため、高速交通体系の複軸化による相互補完・代替性の強化は国家の急務である。

我が国の東西をつなぐ国土軸として重要な機能を有し、本県においてミッシングリンクが生じている高規格幹線道路について早期整備を行うこと。

1 中部縦貫自動車道の早期開通

(1) 大野油坂道路の早期事業化

- ・未事業化区間の大野・大野東間（5 km）について、平成25年度新規事業として採択すること。
- ・事業化された大野東・油坂間（29.5 km）について、速やかな用地買収など早期整備に努め、今後10年～15年での全線開通を図ること。

(2) 永平寺大野道路の早期全線開通

- ・福井北・松岡間（2.2 km）の平成26年度開通および勝山・大野間（7.8 km）の平成24年度の開通を確実に実現するとともに、平成28年度までの早い時期に全線開通を図ること。

2 舞鶴若狭自動車道の早期開通

平成26年度の全線開通に向けて、残る小浜・敦賀間（39 km）の一日も早い開通を図ること。

また、敦賀南スマートインターチェンジ（仮称）の早期整備を行うとともに、三方PAスマートインターチェンジ（仮称）については、連結許可申請に向けた計画の策定を支援すること。

2 現状と課題

- ・中部縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道の整備は、本県の観光・産業の振興のみならず、国土の東西軸の強化につながる国にとっても重要なプロジェクトであり、「真に必要な道路」として、着実に整備促進されることが必要。
- ・これらの道路整備により、東海北陸自動車道や北陸自動車道、名神高速道路等と一体となった大環状ネットワークが形成され、首都圏、近畿圏、中部圏、北陸圏相互の経済交流の拡大が期待。
- ・中部圏や近畿圏の太平洋側で大規模な災害が発生した場合、関東方面から中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道を経て関西に抜けるルートは、わが国の東西交通の代替補完機能を発揮する重要な道路ネットワーク。

1 中部縦貫自動車道の早期開通

(1) 大野油坂道路（大野 I C～油坂）

区間延長 : 35 km

事業中区間 : 30 km（用地測量・調査設計 30 km）

未事業化区間 : 5 km

(2) 永平寺大野道路（福井北 J C T～大野 I C）

区間延長 : 26 km

供用区間 : 11 km

事業中区間 : 15 km（工事・用地買収 15 km）

2 舞鶴若狭自動車道の早期開通

県内区間延長 : 70 km

供用区間 : 31 km

事業中区間 : 39 km（工事 39 km）

○敦賀南スマートインターチェンジ（仮称）

- ・平成24年4月 連結許可を受け、現在事業中。

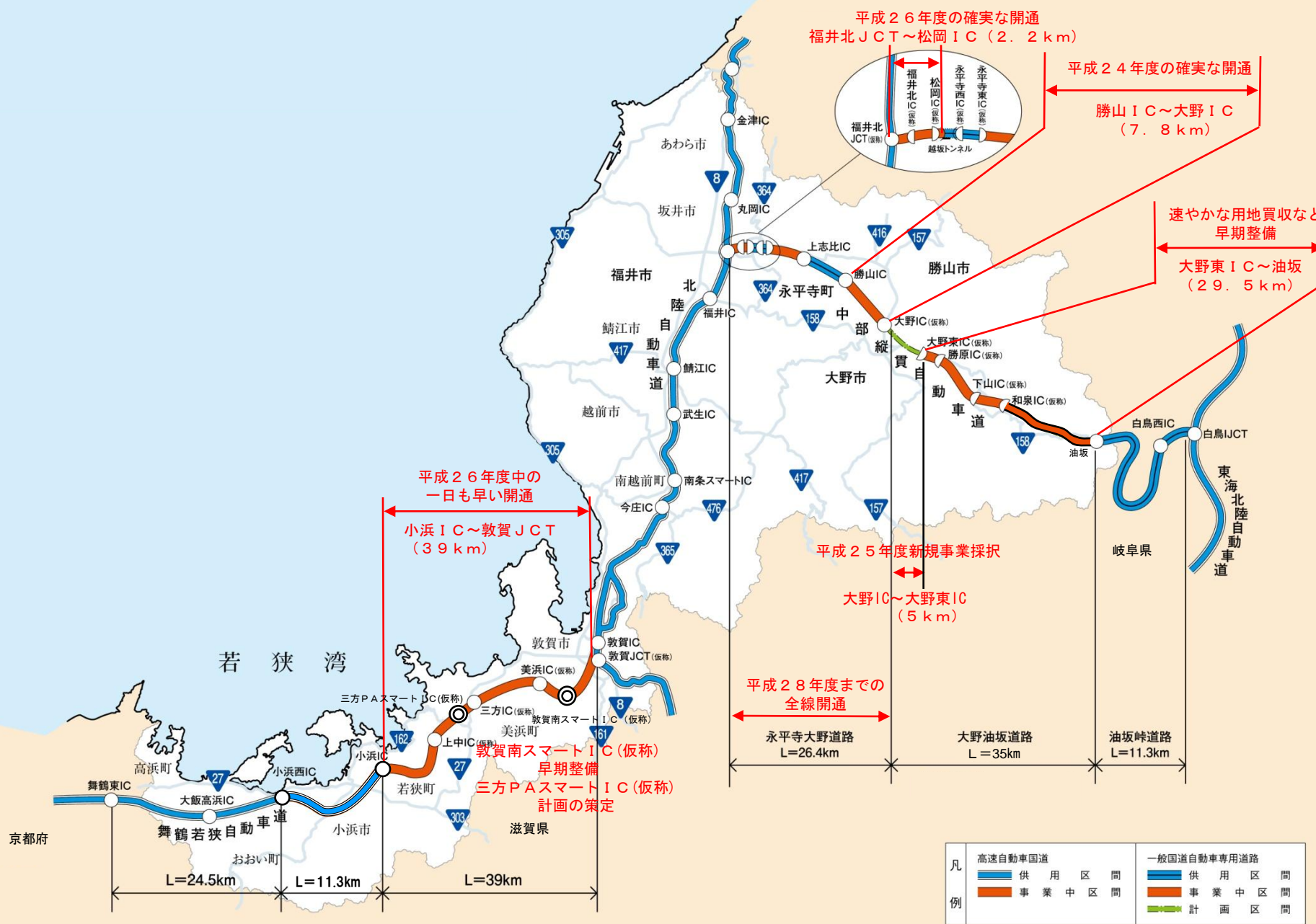
○三方 P A スマートインターチェンジ（仮称）

- ・現在、国土交通省の連結許可を受けるために必要な計画を策定中。計画策定のためには、国・中日本高速道路㈱の支援が必要。

3 担当部署

土木部高規格道路推進課

高規格幹線道路の早期開通に向けた建設促進



エネルギー研究開発拠点化計画の推進

文部科学省、経済産業省

1 提案

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「原子力防災・危機管理機能の向上」や「エネルギー源の多角化」の観点から、本県の「エネルギー研究開発拠点化計画」においてこれらの分野の一層の充実を図るため、人的、財政的な支援を行うこと。

(1) 緊急時対応資機材改良やレスキュー部隊訓練のための施設整備

ドイツやフランス等の海外事例や福島原発事故の知見を踏まえ、ロボットをはじめ原子力防災に必要な資機材の管理・改良や全国の原子力災害レスキュー部隊の訓練を行う世界最高水準の施設整備を、全国で最も原子力発電所が集中立地する本県において強力に推進すること。

(2) 緊急時を想定した原子力安全の人材育成の充実

国において検討を進めている「国際原子力安全研修院（仮称）」の安全や防災に係る人材研修については、原子力現場でのシビアアクシデント等を想定・重視した実務的な研修が極めて重要であることから、本県の人材育成機能を充実し、積極的に活用すること。

(3) 原子力人材育成連携体制の IAEA 協働センターへの認定

「福井県国際原子力人材育成センター」を中核とし、県内において連携する人材育成機関を積極的に活用・支援するとともに、これらの連携体制が IAEA 協働センターとして認定されるよう、本県の原子力人材育成機能を我が国を代表するものとして明確に位置付けること。

(4) 原子力防災や新エネルギー分野等の最先端研究機能の集積

放射線観測・防護など原子力災害に対応する産業技術の高度化や、エネルギー源の多角化に関する研究開発、実用化を推進するため、資金面での十分な支援を行うとともに、その成果を積極的に活用すること。

高速増殖炉を中心とした国際的な研究開発拠点の形成やレーザー共同研究所等をスケジュールどおり着実に整備すること。

(5) 広域の連携大学拠点の形成

福井大学国際原子力工学研究所を中心とした連携大学院を実現するため、同研究所の「原子力防災・危機管理部門」をはじめ、基盤となる専任教員の確保や研究運営・施設等の整備に対して、十分な予算措置を行うこと。

また、アジアをはじめ原子力発電を導入する国々が増加する中、国際的な原子力の人材育成機関と位置づけ、海外の優秀な学生・研究者が留学し、学位を修得するための支援制度を創設すること。

(6) 原子力関連技術を活用した産業の創出・育成

レーザー共同研究所や電子線照射施設などを活用し、新たな産業を創出するため、原子力関連技術に特化した研究開発に対する支援制度を創設すること。

2 現状と課題

(1) 緊急時対応資機材改良やレスキュー部隊訓練のための施設整備

- 『IAEAへの政府報告書』に掲げられた「緊急時対応資機材の集中管理やレスキュー部隊の整備」については、原子力発電に対する県民の安全・安心確保のため必要不可欠であり、電力事業者が県内に設置する「原子力防災レスキューセンター（仮称）」に対する積極的な支援が必要。

(2) 緊急時を想定した原子力安全の人材育成の充実

- 原子力安全や原子力防災に係る人材育成が極めて重要であることがあらためて認識され、関与する人材の質の向上や国際協力を視野に入れた人材育成が必要。
- 本県の研修施設（整備予定含む）
 - 原子力発電訓練センター（NTC） 敦賀市沓見
 - 昭和47年6月設立、加圧水型原子力発電所（PWR）運転員の教育・訓練
 - 原子力安全研修施設（日本原子力発電㈱） 敦賀市沓見
 - 平成24年度開設予定、国内最大級の規模

(3) 原子力人材育成連携体制のIAEA協働センターへの認定

- 福井県国際原子力人材育成センター
 - 設立 平成23年4月1日 若狭湾エネルギー研究センター内に設置
 - 組織 県、事業者等からの派遣（10名体制）
 - 実施事業 国際原子力講師育成事業「原子炉プラント安全コース」ほか
- 福井県原子力人材育成ネットワーク協議会
 - 大学・事業者等の研修機関との連携を協議するため、平成24年3月設置
- 平成23年度海外研修生等受入数：本県130名

(4) 原子力防災や新エネルギー分野等の最先端研究機能の集積

- ・ 福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「安全・安心」や「エネルギー源の多角化」の観点から、「エネルギー研究開発拠点化計画」の事業や分野の充実を図っていく必要があり、国の参加のもと検討を進め、その実施に当たっては積極的な財政面での支援が必要

《エネルギー研究開発拠点化計画 平成24年度推進方針（充実・強化分野）》

原子力防災・危機管理機能の向上

- ・ 放射線環境下での重量物運搬作業に対応するパワーアシストスーツの開発
- ・ 福島第一原発の事故対応や廃止措置に適用できる高度レーザー技術の開発
- ・ 原子力災害対応高機能資材の開発（防護服、放射性物質吸着・除去素材）

(5) 広域の連携大学拠点の形成

- ・ 福井大学国際原子力工学研究所には、専任教員が少なく、十分な研究・教育体制ができておらず、連携大学院実現に向けての方策が必要

開設 平成21年4月1日 福井大学文京キャンパス内に開設

移転 平成24年3月2日 敦賀キャンパスに移転

体制 教員15名 客員教員等 27名 学生22名

(6) 原子力関連技術を活用した産業の創出・育成

- ・ 拠点化計画では、レーザー、電子ビーム等の技術を県内産業に移転するための施設整備を推進。こうした施設を活用した産学官共同研究をさらに進め、原子力関連技術を地域産業として根付かせることが必要

レーザー共同研究所

県内企業と原子力発電施設内配管のレーザー補修装置の共同研究等

平成21年9月開設

電子線照射施設

電子ビームにより、繊維やプラスチックなどの素材の改質や滅菌等を行う施設

平成23年9月本格稼働

3 担当部署

総合政策部電源地域振興課

1 提案

1 地方交付税の総額確保

恒常化した地方の財源不足や増嵩する社会保障費などの財政需要を踏まえ、交付税総額を増額すること。

2 社会保障と税の一体改革

消費税と地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性の問題を踏まえて、十分な配慮を行うこと。

3 地方税制の抜本改正

(1) 国と地方の税収バランスの是正

安定的な財政運営を図れるよう、国と地方の最終支出の割合と税収割合のアンバランスを解消する税財源の見直しを行うこと。

(2) 地方法人特別税の廃止

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置であり、税制の抜本改革を行い、早急に法人事業税として元に復すること。

(3) 地方間の税源偏在の是正

地方間の税源偏在是正のため、次の是正措置を講ずること。

- ①法人県民税の分割基準（従業者数）を法人事業税の分割基準（従業者数と事務所数）と同様にすること。
- ②法人事業税について、移動電気通信業における地方税法上の事務所等の定義および分割基準を「事業用固定資産」にするなど、受益に応じた納税を実現する制度とすること。
- ③地方消費税の清算基準について、統計数値によって最終消費地を把握できない場合があるため、把握できない部分については、消費代替指標として「人口」を使用し、「人口」にウエイトを置いた清算基準に見直すこと。
- ④引き上げ予定分の地方消費税については、従来の地方消費税と区分し、地方全体の税収をプールして、地方の社会保障経費と関連の高い高齢者人口や若年人口などに応じて配分すること。

4 財源と一体的な権限の移譲と国の関与の縮小

義務付け・枠付けの見直しや地方への事務権限の移譲等については、地方の意見を十分に踏まえ、地方の自由度を拡大すること。

特に、事務の移譲については、財源の確保が何より重要であり、必要な財源を一体的に移譲すること。

2 現状と課題

1 地方交付税の総額確保

- ・24年度の地方財政計画において、約13兆円の財源不足
- ・地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能が十分発揮されるためには、財政需要を的確に積み上げるとともに、総額を確保することが必要。
- ・臨時財政対策債については、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確実な確保が必要。

2 社会保障と税の一体改革

- ・消費税の引き上げに当たっては、給付措置や軽減税率など所得の再分配に関して十分検討し、低所得者層に配慮した制度とすることが必要。

3 地方税制の抜本改正

(1) 国と地方の税収バランスの是正

- ・国と地方の最終支出は国：地方＝4：6に対して、税収は国：地方＝5.3：4.7
- ・地方が自主的、安定的な財政運営を進めるうえでは、地域偏在性や景気変動の影響が少ない安定した財源の確保が必要。

(2) 地方法人特別税の廃止

- ・財政力の豊かな自治体の一部が増収となる一方、財政力の弱い本県が減収。
- ・法人事業税のみに着目して偏在是正を行うのは不合理。

(3) 地方間の税源偏在の是正

- ・法人県民税の分割基準は、昭和29年の創設以来見直しがなく、偏在大。（人口一人当たりの税収格差：県民税6.9倍、事業税5.2倍）
- ・移動電気通信業においては、鉄塔など物的設備が存在し、継続的に事業活動が行われているにも関わらず、課税対象となる事務所等の要件を満たしていないため、納税が行われないケースが増加。
- ・現在の消費基準は、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額が指標として使われているが、これらの統計では正確に都道府県別の最終消費を把握できず、最終消費地と税の帰属地の不一致が生じている。（人口一人当たり税収格差2倍）
- ・引上げ予定分の地方消費税については、社会保障財源化されることを踏まえ、地方単独事業を含む社会保障給付と税収をできる限り一致。

4 財源と一体的な権限の移譲と国の関与の縮小

- ・地域主権推進一括法や地域主権戦略大綱等は、「国の基準が条例の内容を拘束」、「国の責任において実施すべき行財政改革が不十分」等との指摘もある。
- ・住民益の向上が着実に実現できるよう、地域の実情に応じて選択できる仕組みとすることが必要。

3 担当部署

地方分権改革の推進

1 提案

総務省

道州制の議論への慎重な対応

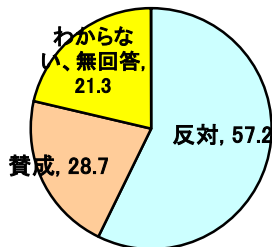
道州制については、地方自治の根幹を担う基礎自治体の意向を幅広く踏まえること。

また、国民の理解が得られていないことに加え、住民自治の形骸化や圏域間の格差拡大の懸念があることから、慎重に対応することとし、大都市制度の議論において一体的に論じることのないように留意すること。

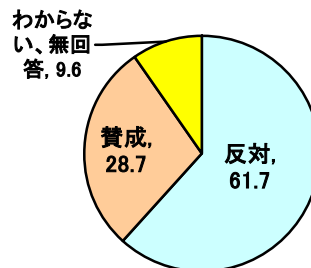
2 現状と課題

- ・全国町村会は、導入に反対
政府への意見書の提出（平成21年6月）
特別決議の採決（平成20年11月）
- ・全国および本県では、約60%が道州制に反対
- ・第30次地方制度調査会において大都市制度の検討を開始（平成24年1月から）

道州制に関するアンケート結果（福井県）



道州制に関する世論調査結果（日本世論調査会）



○反対の理由

- ・今の都道府県に親しみや愛着があるから 36.5%
- ・きめ細かな行政ができなくなるから 26.6%
- ・地方分権につながるとは限らないから 22.6%

■全国町村会特別決議（H20.11）抜粋

「仮に道州制が導入されても、地域間の格差が解消されるとは到底言い難く、むしろ新たな中央集権体制を生み出すことになりかねず、道州政府と住民との距離も一段と遠いものとなる。」

「道州制の導入によりさらに市町村合併を強制すれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながっていく。」

3 担当部署

総合政策部政策推進課

ふるさと提言事項

- 若者の地方体験交流の促進
- 地方移住の促進
- 企業の地方分散
- 「ふるさと納税」の促進
- 子育て支援体制の充実
- エイジング・イン・プレイスの推進

若者の地方体験交流の促進

1 提案

文部科学省、農林水産省、国土交通省、厚生労働省

将来の地方移住に向けて、都市の若者が、地方での農林漁業体験等を通じて地方を知るための仕組みづくりとして、以下の措置を講じること。

1 大学生の地方体験交流の促進

大学の夏季休暇期間や現在検討されている秋入学における「ギャップ期間」等を利用した、都市部の大学生による地方での農林漁業体験やボランティア活動等を促進すること。

- (1) 地方と学生とのマッチングの全国的な仕組みづくりを行い、学生のサポート体制を構築すること。
- (2) 地方での体験活動を、大学が適正に評価し単位を付与するシステムを設けること。

※ギャップ期間：高校卒業から大学入学までの半年間

2 子どもの地方体験交流の促進

都市部の子どもへの「第二のふるさとづくり」として、小中学校生徒による地方での農林漁業体験等の実施を、学習指導要領に規定し促進すること。

3 地方体験交流を促進するための規制緩和

地方で農林漁業体験・ボランティア活動等を行う学生等に対する宿泊施設として、中山間地域において、個人やNPO法人が、自宅の一部や空き家を活用して民宿等を開業しようとする場合、旅館業法に基づく客室の面積要件などの規制を緩和すること。

2 現状と課題

1 大学生の地方体験交流の促進

- ・大学の秋入学を協議するため、東京大学を中心に5月7日に「教育改革推進懇話会」が設置された。
「教育改革推進懇話会」参加大学（12大学）
北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学、東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学
- ・東京大学は、5年後をめどに秋季入学への全面移行を目指している。
- ・政府は平成24年2月から「グローバル人材育成会議（座長 国家戦略相）」において、秋入学の導入をグローバル人材育成に有効と評価しながら、公務員制度との関係や、ギャップ期間の取り扱い等の課題について検討中

2 子どもの地方体験交流の促進

- ・親世代から都市の出身者が増加しており、かつての「里帰り」等を通じた家庭での地方体験が不足している現状では、学校での地方体験を作り出すことが必要
- ・農林水産省等の「農村活性化プログラム」において、夏季休暇中等に都市部の小中学生による1週間程度の農村生活体験への支援が行われており、こうした取組を促進することが必要
- ・現行の学習指導要領では、集団宿泊行事のあり方について規定されているが、地方での生活体験を明確に規定することを提案

3 地方体験交流を促進するための規制緩和

- ・農林漁業者が農林漁業の体験民宿を営む場合、客室面積や消防用設備の設置に関して規制緩和が実施されている。
 - 許可条件
 - ・旅館業法の客室要件 33㎡以上
 - ・消防法上の消防用設備 誘導灯等の設置が必要

3 担当部署

総務部大学・私学振興課、観光営業部ふるさと営業課、
農林水産部農林水産振興課、健康福祉部医薬食品・衛生課、教育庁義務教育課

地方移住の促進

財務省、総務省、経済産業省

1 提 案

1 都市から地方への移住の促進

地方のゆとりある古民家等を活用して、都市からの移住を促進するため、優良田園住宅（※）などに都市から移り住む住民に対して、以下のとおり所得税の優遇措置を講じること。

- ・引越費用を所得控除の対象とすること。
- ・移転に伴い売却した都市の住居に譲渡損失が生じた場合に、損益通算を行うこととし、当該年度で処理しきれない損失額は繰越控除を可能とすること。

※優良田園住宅：農村地域等の一戸建住宅

敷地面積300㎡以上、建蔽率30%以下、容積率50%以下

2 地方定住につながる「家族赴任」と「二地域居住」の促進

(1) 家族一緒に赴任する形態の普及

地方への転勤者が単身で赴任するのではなく、家族で一緒に地方に赴任することを普及するため次の施策を講じること

- ①「単身赴任手当」に代わり、家族赴任を前提とした「家族いっしょに手当」の国家公務員への導入と企業への推奨
- ②家族向け社宅の整備等に取り組む企業への税制優遇

(2) 二地域居住の促進

都市圏の住民の二地域居住のため、地方に住宅を購入する場合の「二地域居住住宅ローン減税制度」を創設すること。

2 現状と課題

1 都市から地方への移住の促進

- ・国民一人ひとりが安心して、ゆったりと生活できる社会をつくるためには、暮らしやすい地方へ人口を分散させていくことが不可欠。
- ・都市から地方に移住するにあたっては、移住先での土地・家屋の取得費用等の負担が障害となるケースがあることから支援が必要。

【本県の取組み】

- ・ふるさと帰住の推進拠点として「ふるさと帰住センター」を設置（福井、東京、大阪、名古屋）
- ・帰省時期にあわせた相談会の実施
- ・民間との共働による愛（I）ターン推進事業の実施（婚活イベントの開催）

福井県への社会人のU・Iターン者数

| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人数(人) | 170 | 197 | 212 | 244 | 302 |

2 地方への定住につながる「家族赴任」と「二地域居住」の拡大

- ・ 単身赴任者とその家族には、生活地の二重化や家族関係の希薄化などによる経済面・精神面の負担や健康や子育てなどにおける不安が伴う。
- ・ 地方で家族が一緒に暮らすことでこうした不安が解消されるとともに、将来的には、地方への定住につながる。

3 担当部署

総務部税務課、観光営業部ふるさと営業課

1 提案

国土の均衡ある発展のため、三大都市圏に集中する企業の本社機能や工場等の地方への分散立地を促進し、都市と地方が国内経済を重層的に支える構造へ転換する必要がある。

このため企業の地方移転を国策として誘導する制度を充実すること。

(1) 税制の優遇措置の実施

①地方圏に一定の投資を行った法人に対して、法人税等を軽減する優遇税制を創設すること

- ・地方圏に一定の投資を行った法人に対して、5年間18%の軽減税率を適用

②「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」等の税制上の優遇措置を継続すること。また、ロジスティクスセンターなどの物流関連産業および試験研究所なども対象業種に追加すること。

(2) 国策としての財政措置の実施

国が創設した国内立地推進事業の恒久化および補助対象業種に物流関連産業を加えるなど、制度の拡充を行うこと。

2 現状と課題

(1) 税制の優遇措置の実施

①法人税等の軽減

- ・円高や海外市場の拡大により、工場等の海外移転等を加速する誘因が高まり、国内経済の空洞化が懸念される。
- ・自然災害のリスクの低減のためには、三大都市圏の本社機能や工場などを地方に分散立地させることが有効。
- ・地方に対する投資を促進させるインセンティブとして、地方圏に一定の投資した場合に、法人税等を軽減する制度の創設が必要。

②税制優遇措置の継続と対象業種の追加

- ・「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」は、平成26年3月末までが適用期限である他、他の不均一課税制度も適用期限の終了が迫っており、企業から税制優遇措置の継続の要望が強い。
- ・「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」および「中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律」に基づく税制優遇措置の対象業種は、製造業、電気供給業およびガス供給業に限定。

(2) 国策としての財政措置の実施

- ・国は平成23年度3次補正予算で国内立地推進事業費補助金制度を創設し、サプライチェーンの中核となる部材・素材等の製造業の立地促進を支援しているが、今後、雇用が期待できる物流関連企業等を含めることが必要。

【国内立地推進事業費補助金】

- ・予算額：2,950億円（平成23年度3次補正）
- ・補助対象：サプライチェーンの中核となる部品・素材分野や将来の雇用を支える高付加価値の成長分野の生産施設の設備投資等
- ・補助上限：150億円
- ・補助率：原則1／3以内、中小企業1／2以内

3 担当部署

総務部税務課、産業労働部企業誘致課

「ふるさと納税」の促進

1 提案

総務省、財務省

1 給与所得に対する「ふるさと納税」制度の充実

- (1) 給与所得者の場合は、年末調整で控除できる仕組みを実現すること。
- (2) 個人住民税の特例控除額の上限（個人住民税所得割額の1割）の引上げを行うこと。

2 退職所得に対する「ふるさと納税」制度の適用

分離課税である退職所得についても、「ふるさと納税」を適用する仕組みを講じること。

2 現状と課題

- ・「ふるさと納税」は制度発足から4年を経過し、寄付者が応援する「ふるさと」に多くの寄付が寄せられ、全国の自治体の活性化につながっている。
- ・「ふるさと納税」が将来にわたって広く国民に理解され、身近で簡便な手続きが確保されることで、より一層利用しやすい制度となるよう、制度を改善していくことが必要
- ・退職者が「ふるさと」を応援できる仕組みづくりとして、分離課税である退職所得にも「ふるさと納税」を適用することが必要

【実績】

| 区 分 | 件数・金額 | | |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 福 井 県 | 407件 19,232,410円 | 399件 19,295,030円 | 289件 15,959,490円 |
| 福井県内市町 | 541件 48,865,738円 | 526件 52,270,788円 | 502件 47,899,058円 |

【参考】

- 制度を提唱した福井県として「ふるさと納税」の全国的な利用を促進
 - ・「ふるさと納税情報センター」の開設 【20年度～】
県内および全国自治体の状況などを集約するとともに情報提供を実施
 - ・「被災自治体応援ふるさと納税」の実施【23年3月～10月末】
被災県向けの寄付を広く呼びかけ、被災県に代行して事務を行うことで被災県を応援県内での「ふるさと納税」利用の促進
 - ・「ふるさと福井応援サイト」の開設 【19年度～】
インターネット上で寄付申出手続き、クレジットカードによる寄付
 - ・県および県内市町の寄付共同受入窓口の開設【20年度～】

3 担当部署

観光営業部ふるさと営業課、総務部税務課

子育て支援体制の充実

厚生労働省、総務省、財務省

1 提案

1 アクティブシニアによる子育て支援の推進

アクティブシニアによる育児アドバイスや子どもの一時預かり等の子育て支援策を、政府で検討中の「新たな子ども・子育て支援」における事業の一つとして位置付け、推進すること。

2 3人っ子政策の促進

子育ては将来の社会保障の担い手への投資であるという観点から、3人以上の子どもを有する者の介護保険料や国民年金保険料の一部を軽減し、多子化を促進すること。

3 3世代同居の推進

小規模家屋に講じられている固定資産税や不動産取得税の軽減措置を、3世代以上が同居する家屋については、面積要件の上限を廃止して適用すること。

4 企業による子育て支援の促進

次世代育成支援を計画的かつ着実に実施している企業に対し、必要なコストの一部を法人税から税額控除するなど、税の優遇措置を講じ、企業による子育て支援を推進すること。

2 現状と課題

1 アクティブシニアによる子育て支援

- ・政府で検討中の新たな子ども・子育て支援では、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金からなる財源を一元化し、市町村に対して包括的に交付子ども・子育て包括交付金（仮称）を導入する方針
- ・元気な高齢者が経験を活かして、地域の子育てに参加することも可能であり、子育てへの支援とともに、高齢者の生きがいくくりにも効果的。

（参考：本県のアクティブシニアを活用した子育て支援策）

- ・「すみずみ子育てサポート事業」
病気や冠婚葬祭などで一時的に子育てへの応援が必要となった場合に、子どもの一時預かり、保育所等への送迎等のサポートを実施（23年度 延べ利用者数5万人）
- ・「子育てマイスター」
子育てに関わりのある有資格者（保育士、保健師等）を子育てマイスターとして認定、登録し、育児アドバイスを実施（登録者数545名 3割が60代以上）

2 3人っ子政策の推進

- ・本県では「ふくい3人っ子応援プロジェクト」として、3人目の以降の子どもに対する保育料無料化等の支援を実施し、子育てを支援
- ・将来の医療や介護、年金等の社会保障システムにおける担い手としても、少子化に歯止めをかけることは重要であり、子どもの多い世帯に対して、社会保障制度でのインセンティブがあることは有効
- ・被保険者の所得をベースに算定されている、現在の介護保険料や国民年金保険料について、子どもの数を加味した軽減措置の実施を提案

3 3世代同居の推進

- ・3世代同居世帯は、父母が働き、祖父母が子育てを支援することができるという、安心して子育てができる環境
- ・本県は3世代同居率が17.6%（全国2位 全国7.1%）
- ・3世代同居比率が高くなると、一人当たり医療費が低下する傾向もあり、社会保障費の抑制の面からも3世代同居の推進は有効
- ・小規模住宅に対する税の軽減措置を、3世代以上が同居する場合には全ての住宅に適用することを提案

（小規模住宅に対する軽減措置）

固定資産税：延床面積280㎡を下回る家屋については、120㎡分に相当する税額を2分の1に減額

不動産取得税：延床面積240㎡を下回る家屋については、1200万円を評価額から控除

4 企業による子育て支援の促進

- ・次世代育成支援対策推進法に基づき、企業には、従業員の仕事と子育ての両立支援を行うための雇用環境の整備事項を定める計画の策定が求められている。
- ・この計画を定め、着実に推進させることが企業による子育て支援の促進に有効

3 担当部署

健康福祉部子ども家庭課、総務部税務課

1 提案

住み慣れた地域で自分らしく老いることのできる社会（エイジング・イン・プレイス）を実現するため、本県は東京大学と共同研究を行い、その成果を活かした施策を実施している。

1 在宅ケアを支える家族の負担軽減

家族の都合等により、一時的に在宅でのケアが困難となる場合において、在宅療養者の受入場所として、以下の制度を設けること。

- (1) 医療の必要度の高い在宅患者について、既存の病床制度とは別の一時受入れ病床制度
- (2) 指定通所介護事業所における一時宿泊サービス（お泊りサービス）制度

2 在宅ケア拡大のカギとなる24時間訪問サービスの普及促進

地方における「24時間対応の訪問介護看護サービス」の普及策として、一定の地域において同サービスと組み合わせて、サービス付き高齢者向け住宅を整備する場合には、サービス付き高齢者向け住宅整備への補助を拡充すること。

2 現状と課題

1 在宅ケアを支える家族の負担軽減

(1) 在宅患者一時受入病床の設置

- ・家族の都合で、在宅患者の一時預かりが必要な場合、医療依存度の高い在宅患者については、病院の短期入院を求めるが、病院の病床はタイムリーに活用できないことがある。
- ・本県は全域が病床過剰地域であり、通常は病床の増設は不可。
- ・今後、在宅患者の増加が見込まれる中、既存の病床規制制度の枠外で在宅医療支援を目的とした病床を新設できる制度を設け、適切な診療報酬を設定し、在宅患者を支える家族への支援を充実していくことが必要。

(2) 一時宿泊サービス制度の創設

- ・現状の「お泊りデイ」事業は介護保険制度外のサービスであるため、宿泊費は全額利用者負担。また宿泊料金や事業内容も事業所ごとに異なる。
- ・今後の「お泊りデイ」事業の質の確保のため、事業運営上の統一基準が必要であり、国の制度化が必要。

2 在宅ケア拡大のカギとなる24時間訪問サービスの普及促進

- ・都市周辺や町村部における在宅サービス提供体制の整備が課題。
- ・今年度から導入された新たな介護サービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（24時間訪問サービス）」の普及は、これに応えるものと期待されるが、地方では需要が見込みにくく、事業者はサービス参入に二の足を踏む状況。
- ・このため、サービスの利用者として安定的に見込めるサービス付き高齢者向け住宅との併設が効果的。また、併設により地域全般に当該事業者によるサービス提供が期待。
- ・特に町村部において、24時間訪問サービス事業を併設したサービス付き高齢者向け住宅の整備を促進するため、現行の補助制度の拡充措置が必要。

(サービス付き高齢者向け住宅を新築する場合の補助制度)

整備費用の10分の1を国が補助（1戸当たり100万円が上限）

3 担当部署

健康福祉部長寿福祉課

重点事項

- 産業・雇用
- 農林水産業
- 教育
- 文化
- 医療・福祉
- 安全・安心
- 運輸
- 環境・エネルギー
- 国体

1 提案

1 中小企業者の資金繰り支援

金融円滑化法の終了を見据えて、中小企業者の資金繰りに支障が生じないように以下の措置を講じること。

- (1) 中小企業者の資金繰りに支障が生じないように、セーフティネット保証（5号）制度の全業種指定を継続すること。
- (2) 厳しい状況が続く小規模事業者の資金繰りを支援するため、マル経融資の金利を引き下げること。

2 未活用の商業用地の流動化

不動産の所有と利用の分離を促進し、商業地の未活用不動産の流動化につながるシステムを構築すること。

- (1) まちづくり会社等が行う、定期借地権を活用した計画的なテナント誘致について、不動産の所有者に対する固定資産税を減免する場合には、その減収分を地方交付税措置する制度を創設すること。
- (2) まちづくり会社等に不動産を譲渡した場合は、譲渡所得の特別控除を適用すること。
- (3) まちづくり会社等が、計画的なテナント誘致に必要な財源を調達するため、商業地再生ファンド設立の支援を行うこと。

3 雇用対策

- (1) 緊急雇用対策として行ってきた「重点分野雇用創出事業」を平成25年度以降も継続実施すること。
- (2) 継続的に雇用し、正規雇用につなげるための雇用基金事業を、新たに創設すること。
- (3) 若者の就業支援策として、学生や生徒の就業にきめ細かく対応する就職支援コーディネーターの高校等への配置を支援すること。

4 国発注事業における県内事業者への発注促進

工事の発注に当たっては、県内事業者の受注機会の増大および早期発注を進めること。

2 現状と課題

1 中小企業者の資金繰り支援

- ・セーフティネット保証（5号）は、平成24年10月以降に指定業種が見直される予定であるが、厳しい状況にある中小企業者の資金繰りを支援するためには、全業種指定の継続が必要。
- ・厳しい経済状況の中、小規模な企業ほど資金繰りに苦しんでいる。
- ・本県では、全国に先駆けてマル経融資の利子補給を実施した結果、県内の商工会所・商工会では、マル経融資をきっかけに経営相談を強化し、経営改善に繋げている。

2 商店街等の商業用地の機能強化

- ・商業地の空き店舗を解消しようとしても土地・建物の所有者の権限が強いため、次の出店につながらない事例が増加。
- ・まちづくり会社等が事業主体となれば、商業地の効果的な店舗配置が可能。
- ・まちづくり会社等が事業実施に当たり不足する財源は会社負担となっているが、財政基盤が十分ではなく、借入をするにも個人保証を余儀なくされている。

3 雇用対策

- ・長期雇用および正規採用に向けた「ふるさと雇用再生特別基金事業」は平成24年3月末で事業終了。
- ・短期雇用を対象とする「緊急雇用創出事業臨時特例基金」に基づく事業も、平成25年3月末までの雇用者が対象。
- ・一方、円高の長期化や原油高など景気の先行きが不透明であり、今後の雇用情勢の悪化が懸念されることから、長期継続雇用につながる基金事業の創設が必要。
- ・次代を担う高校生等の就職支援は、退職を迎えた企業の採用担当者や熟練技術者等の産業人材活用策としても有用。
※本県では就職支援コーディネーターに緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して実施しているが、制度化し、今後とも恒常的に実施することが必要。

4 国発注事業における県内事業者への発注促進

- ・中部縦貫自動車道の県境までの新規事業化の決定がされるなど、今後、県内における国発注工事量は増加が見込まれるが、現在の国発注工事の県内建設業者の受注率は4割～5割程度となっており、一層、地域経済の活性化を図るため受注率を高める必要がある。

| | 平成23年度 | 平成22年度 |
|-------|----------------|---------------|
| 国土交通省 | 49% (79億/162億) | 50% (45億/90億) |
| 農林水産省 | 24% (9億/38億) | 39% (16億/41億) |

(福井県集計)

3 担当部署

産業労働部商業振興・金融課、労働政策課、土木部土木管理課
農林水産部農村振興課、教育庁高校教育課

1 提案

1 環太平洋連携協定（TPP）への対応

環太平洋連携協定（TPP）については、農林漁業分野のみならず、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を与えることが強く懸念されることから、国民への情報開示に努め、十分な国民的議論を行うとともに、国民合意がないままTPP協定への参加を決して行わないこと。

2 農業者が意欲を持てる戸別所得補償制度の実施

（1）制度の着実な定着

農業者の所得が安定し、将来にわたり意欲を持って水田営農に取り組めるよう、法制化も含め長期に継続する制度とすること。

（2）畑作物の所得補償の充実

そばの販売価格が下落した場合、米と同様に価格変動を補てんする制度を創設すること。

（3）地域特産作物の産地化の推進

①水田を活用した地域特産作物の振興を支援する「産地資金」については、各都道府県への配分方法や配分額を明確にすること。

②交付単価の設定など地域の裁量が反映できる仕組みを継続すること。

3 青年就農者への継続した支援

研修計画または経営開始計画が承認された就農希望者については、継続的に支援を受けられる制度とし、就農希望者の安定的な営農活動の確保に資すること。

2 現状と課題

1 環太平洋連携協定（TPP）への対応

本県は、農業算出額の7割を米が占める稲作県であり、TPPへの参加については、多くの農家が今後の営農に大きな不安を抱えている。

2 農業者が意欲を持てる戸別所得補償制度の実施

（1）制度の着実な定着

- ・農業経営の安定と国内生産力の確保には、長期的に経営を支える制度として、頻繁に変更せず、安定的な制度として定着することが重要。
- ・23年度において、本県の生産数量目標に対する加入割合は96%（全国第5位）

（2）畑作物の所得補償の充実

- ・そばについては、価格変動を補てんする制度がなく、戸別所得補償制度で価格下落分を補てんする仕組みが必要。

2 現状と課題

(3) 地域特産作物の産地化の推進

- ・これまで水田を活用して、サトイモやネギ、スイセンの産地化を推進。
- ・「産地資金」については、各都道府県への配分額は公表されていないが、全国の農業者が同等な支援を受けられる制度とすることが必要。

3 青年就農者への継続的な支援

- ・青年就農給付金制度は、研修期間のうち最長2年間、経営開始期間のうち最長5年間において、予算の範囲内で給付金を給付することとしている。このため、継続的な給付が確約されない状態では、就農希望者は営農に踏み切れない。

3 担当部署

農林水産部水田農業経営課、園芸振興課、総合政策部政策推進課

1 提案

1 生産基盤の整備と保全管理の推進

(1) かんがい排水事業等の円滑な推進

- ①国営かんがい排水事業「九頭竜川下流地区」の平成28年春の全線通水に向け、事業を着実に進めること。
- ②国営事業と一体的に整備を進めている関連県営事業に必要な予算を確保すること。
- ③パイプライン化に伴い新たに生まれる水利資産の有効活用など、農業農村の振興策を支援すること。

(2) 農業水利施設等の適切な保全管理の推進

- ①老朽化が進行した農業水利施設等について、戦略的な保全管理に必要な予算を確保するなど、長寿命化対策を支援すること。
- ②地域住民が一体となって行う農業用水等の保全管理活動に必要な予算を確保すること。
- ③国営造成施設の保全管理に係る支援を強化すること。

2 中山間地における農業の維持

中山間地域等直接支払交付金の対象農用地について、面積要件の緩和など圃場の傾斜以外の条件不利性も考慮する制度に拡充すること。

2 現状と課題

1 生産基盤の整備と保全管理の推進

(1) かんがい排水事業等の円滑な推進

- ・九頭竜川下流域における塩害や用水不足などを解消するために、国営かんがい排水事業と関連県営事業を重点的に推進。
- ・関連県営事業は、国営事業と一体的に整備を進めることで相乗的な効果が発現されるものであり、一体的な事業進捗が必要。
- ・国の平成24年度の農業農村整備事業予算は、平成22年度に対前年比で6割を超える額が削減されたままの厳しい状況。
- ・県では、かんがい排水事業の効果を最大限発揮させるため、平成24年3月に地域ビジョンを策定し、農業と農村の両面から地域振興を推進。

(2) 農業水利施設等の適切な保全管理の推進

- ・本県の整備率は全国トップクラスであるが、整備された施設の老朽化が進行しており、施設の長寿命化等の戦略的な保全管理が必要。
- ・農地・水保全管理支払による本県の共同活動および向上活動の取組率は高く、地域の主体性や共動力を活かした農地・農業用水等の適切な保全管理・整備は有効な手段。

2 中山間地における農業の維持

- ・中山間地域においては、集落全体で農地の保全を図る必要があるが、現在の制度（1 ha 以上の一団の農用地が対象）では集落内でも対象とならない農用地が多く、集落全体での共同活動が行いにくいとともに、協定参加を見送る要因。

3 担当部署

農林水産部農林水産振興課、水田農業経営課、農村振興課

1 提案

1 漁業経営対策の充実・強化

(1) 漁業経営の安定について

漁業用燃油価格安定（セーフティネット）対策について、国の積立額を増加して、漁業者への補てん額の増加を図ること。

また、収入対策である漁業共済制度について、対象魚種の拡大等の制度改正により、加入を促進すること。

(2) 大型クラゲ対策について

日中韓3国が連携した、大型クラゲ発生源水域での調査と抜本的な大量発生防止対策を講じること。

2 森林等を守るための新たな税制

(1) 「森林環境等を保全するための税」の法定税化

国民が広く享受している森林・農地の公益的機能を守るため、地方が行う森林保全対策等の財源として、「森林・農地を保全するための税」を法定税化し、税収を森林・農地面積や人口等に応じて都道府県間で配分すること。

(2) 森林吸収量の市場取引制度を普及拡大

企業がJ-VERを無効化した場合、当該J-VERの価格に相当する額を「国等に対する寄付金」として全額損金の額への算入を認めること。

(3) 林業経営を支援する新たな税優遇策

林業経営の継続における相続税や贈与税の納税猶予制度の創設・拡充を図ること。

3 林業公社に対する支援

(1) 森林整備に要する公社負担のゼロ化

今後の借入金累増を防ぐため、間伐などの森林整備を自己負担なしで実施できるよう、森林整備補助制度の拡充を図ること。

(2) 将来の利子負担解消のための金融措置

毎年の債務累増の要因となっている利子負担を解消するため、利子助成制度を創設すること。

(3) 県の無利子貸付等に係る支援措置の強化

県の無利子貸付等に対する特別交付税措置については、算入率を引き上げること。

4 外国資本等による森林買収の規制等に関する法整備

国土保全の観点から、外国資本等による森林買収を規制、監視していくための法整備を行うこと。

5 鳥獣害対策の充実

シカ、クマなど県をまたいで移動・生息する野生鳥獣については、国自らが広域的な生息調査を実施し、個体数管理を行い、各県が足並みをそろえて対策を講じられるようにすること。

2 現状と課題

1 漁業経営対策の充実・強化

(1) 漁業経営の安定について

- ・漁業用A重油は、平成11年6月に32.9円/ℓであったが、平成24年3月には90円を超え、2倍以上に高騰。
- ・本県では、共済対象魚種の制約（ウニ漁業、トラフグ当歳魚養殖が対象外）から、零細漁業を中心に加入が進んでいない。

(2) 大型クラゲ対策について

- ・大量発生、漂着により定置網等の操業時期切上げ、漁獲量の減少等漁業経営への影響が深刻。

2 森林等を守るための新たな税制

- ・「森林環境等を保全するための税」について、現在全国33県が独自に導入。
- ・J-VER制度の普及拡大を図ることにより、国内林業の活性化と地球温暖化対策としての森林の整備・保全を推進。
- ・森林の集約・集積や県産材の需要拡大を図り、採算性向上により、林業を活性化。

3 林業公社に対する支援

- ・労働費の高騰や金利の上昇等により事業費が嵩み、林業公社の借入規模が増大。さらに、木材価格の下落により、最終的な債務の完済が困難な見通し。
- ・国は、林業公社の経営対策に対する支援として、第三セクター等改革推進債などを措置しているが、債務問題の解決には国のさらなる支援措置が必要。

4 外国資本等による森林買収の規制等に関する法整備

- ・森林の土地取引については、事前に情報の把握ができず、乱伐や地下水の過剰取水など、適切に土地利用をしない者の取得を防止することが難しい。
- ・外国人や外国法人の土地取引を規制する法律として大正14年に制定された外国人土地法では、政令が制定されておらず、外国人の土地所有を制限できない。

5 鳥獣害対策の充実

- ・野生鳥獣の保護管理については、各県で生息調査を行い、特定鳥獣保護管理計画等を作成して個体管理を行っているが、広域的に移動・生息する野生鳥獣については、各県が調査し、対策を講じていても、その効果は低い。

3 担当部署

農林水産部農林水産振興課、県産材活用課、森づくり課、水産課
総務部税務課

1 提 案

1 教育体制の充実

(1) 公立学校の学級編制標準の見直し

地方が混乱なく少人数学級を推進するため、中長期的な教職員定数改善の見通しを示すとともに、計画的に法改正を行い、学級編制の標準を着実に引き下げること。

また、加配教員数を維持し、地方公共団体の実情に応じた独自の少人数学級を支援すること。

(2) 「学校拠点方式」による教職大学院派遣の制度化

指導力の高い教員の育成に関して実績を上げている「学校拠点方式」による教職大学院の教員派遣を国において制度化すること。

2 教育内容の充実

(1) 英語教育

① A L T の資質向上

J E T プログラム A L T による T T (ティームティーチング) 指導の効果を高めるため、次の措置を講じること。

- ・ A L T の任用に当たり、地方公共団体による面接の導入など A L T の適性を判断して採用できる制度に改善すること。
- ・ A L T の英語指導資格保有者の割合を高めること。
- ・ 最大任用期間を延長すること。
- ・ 小中学校における A L T の支援対象を拡充すること

② 独自の英会話教材開発支援

小中学校および高校における、英語の音声教材開発や英会話番組等の授業への導入に対して支援すること。

③ 海外への語学研修

高校生の海外語学研修制度を創設するとともに、英語教員の海外研修制度を充実すること。

(2) 高校に在籍する発達障害のある生徒への支援

高校に在籍する発達障害のある生徒への支援を充実させるため、発達障害に関するアセスメント・相談に対応できる専門家を配置する制度を創設すること。

2 現状と課題

1 教育体制の充実

(1) 公立学校の学級編制標準の見直し

| 学年 | | 国の学級編制標準 | 福井県の学級編制基準 (新笑顔プラン) | | 24年度実施内容 |
|-----|------|----------|------------------------|-----------------------|--|
| 小学校 | 1年 | 35人 | 35人 | 非常勤講師の配置 ボランティアの導入 | 非常勤講師 112人 教員加配 452人 うち (国) 308人 (県) 144人 |
| | 2年 | 40人 | 40人 | | |
| | 3,4年 | | 40人 | T・T、少人数指導の 強化 | |
| | 5,6年 | | 36人 | | |
| 中学校 | 1年 | 40人 | 30人 | | |
| | 2,3年 | | 32人 | | |

- ・平成22年度に文部科学省が策定した定数改善計画を実現するためには、法改正による小学2年生の恒久的な35人学級および小学3年生以上の学年の少人数学級を計画的に進めていくことが必要
- ・少人数学級編成の見通しが立たなければ、本来計画的に実施すべき教員採用計画にも影響
- ・習熟度別指導やティームティーチング、少人数指導に加配教員を活用しており、少人数学級が進んでも加配教員の維持は不可欠

(2) 「学校拠点方式」による教職大学院派遣の制度化

- ・福井大学教職大学院は、学校現場を離れることなく勤務している学校において、その学校が直面している課題等を他の教員と一緒に研究を進め、大学教員が訪問指導を行う「学校拠点方式」を採用。本県と同大学院は協働して毎年教員派遣を実施。

【参考】派遣教員数

| | | | |
|--------|-----|--------|-----|
| 平成20年度 | 15名 | 平成23年度 | 15名 |
| 平成21年度 | 24名 | 平成24年度 | 13名 |
| 平成22年度 | 15名 | | |

- ・「学校拠点方式」方式は、学校現場において具体的な課題を題材とし、実践的な指導力を身につけることができる全国をリードする取組み。
- ・中央教育審議会の「教員の資質能力向上特別部会 基本制度ワーキンググループ」からも、学校を大学院の実習・学修の拠点とするこの取組みは、教員の力量形成に成果を上げていることが報告されており、全国的な展開が必要
- ・全国的に「学校拠点方式」を拡大させるためには、国が費用負担を軽減する制度(助成や減免)を設けることが必要

【参考】派遣教員負担額 約135万円(2年間)

2 教育内容の充実

(1) 英語教育

- ・ A L Tによる指導効果を高めるためには、A L Tが教員免許やT E F L（英語が母語でない人への英語教授法の資格）を取得することが有効。
- ・ 最大任用期間を現在の5年以上とすることで、経験豊かで意欲のある優秀なA L Tを確保することが必要
- ・ 小中学校へのA L T配置は市町に地方交付税措置されているものの、J E Tプログラムでの雇用に限られており、それ以外の雇用に対しては措置されていない。
- ・ NHKの「基礎英語」等の番組は、英語を聞く能力や、話す能力を高める教材として有効
- ・ 高校生の英語力を高めるには、生きた英語に接することが必要。教員の授業力を強化するには、英語による指導方法の修得などが必要

(2) 高校に在籍する発達障害のある生徒への支援

- ・ 本県では、「発達障害児教育推進チーム」を設置。児童・生徒に対して就学前から卒業まで一貫指導・支援を行う教育体制づくりを推進。
- ・ 小中学校期においては、特別支援教育センター等の学校巡回指導や相談が、特別支援教育の体制づくりに貢献。
- ・ 高校においては発達障害が顕在化しにくいことから、高校に発達障害に関するアセスメント・相談に対応できる専門家を各拠点に配置し、支援体制づくりを進めることが必要。

【発達障害のある児童生徒の全児童生徒に占める比率】

| | | | |
|------|------|------------------|----------|
| 小学校 | 5.4% | (2,459人/45,491人) | (平成23年度) |
| 中学校 | 3.7% | (872人/23,719人) | (平成23年度) |
| 高等学校 | 2.3% | (420人/18,366人) | (平成20年度) |

【発達障害の相談受理数】 (平成23年度)

| | | | |
|------|--------|----------------|--------|
| 小学校 | 1,270件 | 1,270人/45,419人 | (2.8%) |
| 中学校 | 349件 | 349人/24,448人 | (1.4%) |
| 高等学校 | 47件 | 47人/23,751人 | (0.2%) |

() は全児童生徒数に占める相談受理数の割合

3 担当部署

教育庁学校教育政策課、高校教育課、義務教育課

1 提 案

1 ユネスコ無形文化遺産への早期提案

本県の重要無形民俗文化財について、その知名度をさらに高め、将来への継承を図るため、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表への記載を早期に提案すること。

2 地方の文化財の流出阻止のための税制見直し

地方で守られてきた文化財の流出を防ぎ、当該文化財の由来する地方の宝として継承していくため、以下の措置を講じること。

地方自治体により文化財として指定された美術工芸品を地方自治体がい取りする場合、国や地方自治体等が重要文化財をい取りする場合などと同様に、譲渡所得に対する所得税の課税について軽減すること。

2 現状と課題

1 ユネスコ無形文化遺産への早期提案

- ・本県の「水海の田楽能舞」「睦月神事」は全国でも最も早い時期に重要無形民俗文化財指定を受けており、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表への早期記載の提案を求める。

○本県における重要無形民俗文化財

| 名称 | 管理者 | 指定年 |
|----------|-------------|-----|
| 水海の田楽能舞 | 水海の田楽能舞保存会 | S51 |
| 睦月神事 | 加茂神社睦月神事保存会 | S53 |
| 敦賀西町の綱引き | 夷子大黒綱引保存会 | S61 |
| 越前万歳 | 越前万歳保存会 | H 7 |
| 糸崎の仏舞 | 仏舞保存会 | H16 |

2 地方の文化財の流出阻止のための税制見直し

- ・重要文化財を国または地方自治体等に譲渡した場合の譲渡所得は非課税。
- ・県指定有形文化財を譲渡した場合、優遇措置がなく、不利な状況
- ・近年の景気低迷の長期化などから、地方自治体が指定する文化財が転売により県外へ流出する事例が全国で見られ、本県においても同様の事例の発生を危惧。

3 担当部署

観光営業部文化振興課、教育庁生涯学習・文化財課

1 提案

1 健康寿命の客観的な算定

国民の健康づくりの指標として重要な「健康寿命」については、平均寿命から要介護の認定期間を控除するなど、客観的なデータを用いて算定する方式とすること。

2 がん対策の推進

(1) がん検診の実態把握

市町が行うがん検診受診状況に加え、職場等で行う検診も含めた地域全体の受診状況を把握する仕組みを国において整備し、その情報を地方自治体に提供すること。

(2) がん検診の受診促進

がん検診推進事業について平成25年度以降も継続して実施すること。

(3) 子宮頸がん予防ワクチン等の定期接種化

子宮頸がん予防ワクチン等について、早期に予防接種法の定期接種に位置付けること。また、平成25年度以降、予防接種法に位置付けられるまでの間は、基金事業を継続すること。

(4) 陽子線がん治療の医療保険適用

治療費について早期に医療保険を適用するとともに、適正な診療報酬を設定し、その普及促進に努めること。

3 難病対策の強化

難病の医療費助成について、疾病名を指定する現行制度を見直し、患者の重症度や医療費負担の大きさに着目して、希少・難治性疾患を幅広く助成の対象とする制度とすること。

2 現状と課題

1 健康寿命の客観的な算定

- ・都道府県の健康増進計画策定において勘案するものとされている国の基本方針で、健康寿命の延伸を目標として設定
- ・本年6月1日に国が公表した「都道府県別健康寿命」は、住民の一部の抽出調査である国民生活基礎調査において、「日常生活に影響がある」という主観的な回答を基に算定
- ・全国比較を行うためには、認定基準等が全国統一で運用されている要介護度の状況など客観的なデータにより算定することが有効
- ・本県では、健康寿命の算定方式として、平均寿命から要介護度2以上に認定されている期間の平均を控除する方式を独自に実施。(平成16年度～)

2 がん対策の推進

(1) がん検診の実態把握

- ・国のがん対策推進基本計画では「5年以内のがん検診の受診率50%以上」（平成24年6月）の目標を掲げているが、事業者や健康保険組合、人間ドックによるがん検診の受診状況は未把握（抽出調査に基づく推計のみ）。
- ・がん対策推進基本計画においても、職域等のがん検診の受診率の定期的な把握の仕組みがないことを課題とし、「実態のより正確な分析を行う」ことが必要としており、この趣旨に適う早急な対策が必要。

(2) がん検診の受診促進

- ・本県では一定の年齢の女性に無料クーポン、検診手帳を配布（平成21年度～）
（配布人数）子宮がん約23,000人、乳がん約26,000人
補助率 国1/2（市町1/2）
がん検診推進事業の対象として、大腸がんを追加（平成23年度～）
（配布人数）大腸がん約51,000人

(3) 子宮頸がん予防ワクチン等の定期接種化

- ・平成22年度から、国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」により基金を設置し、市町の接種事業に助成（補助率1/2）
対象ワクチン 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン
- ・平成24年5月、厚生労働省厚生科学審議会（感染症分科会）で「子宮頸がん予防ワクチン等の7ワクチンを法律に基づく定期接種に追加、基金事業の対象である3ワクチンについて来年度以降も円滑な接種を実施」等の提言を取りまとめ

(4) 陽子線がん治療の医療保険適用

- ・県立病院陽子線がん治療センターが平成23年3月7日から治療開始。23年度末時点で121名に治療実施
- ・陽子線によるがん治療施設は全国で7つの施設が稼動中（24年度末に1施設追加）
- ・県立病院陽子線がん治療センターでは、平成23年6月1日から陽子線がん治療が先進医療に適用され、一部公的医療保険の対象となったが、240～260万円の治療費は保険対象外のため全額自己負担
※保険適用した場合に必要な医療保険概算額（全国ベース）：約40億円
- ・平成21年5月に全国粒子線治療促進協議会を設置し、保険適用を要望

3 難病対策の強化

- ・難病といわれる疾患は5,000～7,000あると言われる中で、国が難治性疾患克服研究事業の対象としているものが130疾患、そのうち、医療費助成対象は56疾患
- ・県内には平成23年12月末現在、約5,000人の医療費助成認定患者がいるが、研究事業の対象130疾患では、その2～3倍の患者がいると推計
- ・医療費助成のあり方については、国の「難病対策委員会」で議論。患者への公平性の観点から、重症度や医療費に着目した検討・見直しが必要。

3 担当部署

健康福祉部地域医療課、健康増進課

1 提案

1 介護施設の整備支援

介護基盤緊急整備等臨時特例基金の終了後も、引き続き介護施設等の整備に対する国の支援を継続すること。

2 成年後見制度の普及促進

成年後見制度利用支援事業の財源確保を図るなど、低所得者の成年後見制度利用を促進すること。

3 住所地特例の拡大

介護保険制度における住所地特例を、救護施設や障害者支援施設等の福祉施設にも拡大すること。

2 現状と課題

1 介護施設の整備支援

- 介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業は、国において事業実施期間を平成24年度まで1年間延長するとともに、基金を使い切った都道府県に対し、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」（ハード交付金）による支援を実施。
- 県では、介護保険第5期計画（平成24～26年度）の中で、要介護高齢者の増加に伴い必要となる介護施設等については、引き続き整備を推進していくこととしており、こうした整備目標を着実に達成していくためには、国の支援が不可欠。

2 成年後見制度の普及促進

- 成年後見制度利用支援事業を、地域支援事業および地域生活支援事業からはずし、障害者も対象とした一体的な助成制度の創設が必要。

<参考>

○後見人等への報酬（県内市町積算額） 5,333円～28,000円／月

3 住所地特例の拡大

- 介護保険法で規定する「住所地特例対象施設」以外の福祉施設については住所地特例の適用がないため、他市町村の住民を受け入れる福祉施設が多く所在する市町村では、財政負担が増加。

(例) A市の住民が、B市の救護施設に入所後にB市の介護保険施設に移転したとき、救護施設の費用負担は措置権者のA市となるが、介護保険施設については、救護施設に住居地特例が適用されない為、B市が保険者となる。

【A市】 → 【B市】 → 【B市】
在宅 救護施設 介護保険施設

3 担当部署

健康福祉部地域福祉課、長寿福祉課、障害福祉課

1 提案

1 地域の実情を反映した「新たな子ども・子育て支援」の推進

(1) 全国の実態把握

地域の実情を十分反映するため、乳幼児期の保育・教育に関する全国調査を実施すること。

(2) 地方への財源配分

「新たな子ども・子育て支援」の財源配分は、待機児童の解消など都市型課題の解決に傾斜することなく、保育所・幼稚園・認定こども園の人員配置基準の引き上げなど、地方における教育・保育内容の水準向上のために十分な財源を確保するとともに、制度設計に当たり地方と十分に協議すること。

(3) 教育・保育内容の明示

国の基本方針に関する議論を再開し、「新たな子ども・子育て支援」として目指す教育・保育内容を早期に示すこと。

(4) 国の幼保行政の一元化

国において、組織の統合、研修体系を含む施行体制の一体化など幼保行政の一元化を実現すること。

2 妊婦健診公費負担の継続

妊婦健康診査に係る公費負担の財源措置について、平成25年度以降も継続すること。

3 「子ども教室」と「児童クラブ」の制度充実

(1) 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の制度を一元化し、全ての子どもが安心して放課後を過ごせる環境を整えること。

(2) 特例措置である開所日数200日以上に対する補助を継続するとともに、開所日数に応じた加算措置を設けること。また、放課後児童クラブが小学6年生まで受入れる場合に、支援措置を講じること

4 家族の日フォーラムの本県開催

家族や地域の大切さについて理解を深める「子ども・子育て支援『家族の日』フォーラム」を平成25年度に福井県において開催すること

2 現状と課題

1 地域の実情を反映した「新たな子ども・子育て支援」の推進

- ・「新たな子ども・子育て支援」として、都市部の待機児童の解消が注目を集める中、地方の保育、幼児教育の向上のための施策が明らかにされることが新たな仕組みへの理解を広げる鍵。
- ・ワーキングチームでのこども指針（仮称）の検討は昨年6月以降中断しており、新たな仕組みにおける乳幼児期の保育・教育内容の向上策について、具体の検討を早期に再開することが必要。
- ・国は子ども家庭省の早期設置を見送るが、交付金等の一元化に伴い、地方自治体では国に先行して幼保行政の一元化が求められる状況。
- ・新たな仕組みの基本制度でも職員配置の充実、質の確保・向上が図られた教育・保育を提供するために必要な水準の費用算定が上げられている。

| 職員配置基準 | (保育所) | (幼稚園) |
|--------|--------|---------|
| 1・2歳児 | 6 : 1 | |
| 3歳児 | 20 : 1 | 1学級 35人 |
| 4・5歳児 | 30 : 1 | |

2 妊婦健診公費負担の継続

- ・国は平成23年度の補正予算で妊婦健康診査支援基金を積み増し公費負担を継続することとしたが、平成24年度末までの1年間の延長としている。
- ・妊婦および胎児の健康を維持するためには、妊婦の経済的負担を軽減し、妊婦が安心して必要な回数の妊婦健診が受けられるようにすることが必要。

3 「子ども教室」と「児童クラブ」の制度充実

- ・現制度では、家庭環境（留守家庭かどうか）により利用が制限
- ・放課後児童クラブの補助を受けるには、年間250日以上開所することが必要（現在は特例措置で年間200日以上日開所となっている。）
- ・本県で実施しているクラブのうち、特例措置対象となる250日未満開所のクラブは7か所
- ・本県では学年が異なる児童が一緒に遊ぶ中で、自主性や協調性が培われることを目的に、おおむね小学校3年生までを対象としている「放課後児童クラブ」において、小学校6年生までの受け入れが進むよう独自の支援制度を実施

4 家族の日フォーラムの本県開催

- ・内閣府が平成22年度から開催
 - 平成23年度 新潟県開催（H23.11.20（日））
 - 平成22年度 秋田県開催（H22.11.21（日））
- （H19～H21）子育てを考える「家族・地域のきずな」フォーラム
 - H19：富山、茨城、静岡、高知
 - H20：奈良、岐阜、福島、長崎
 - H21：福井、岩手、盛岡

3 担当部署

健康福祉部子ども家庭課、健康増進課、教育庁義務教育課

1 提案

1 日本海側の地震・津波の研究

日本海側における地震・津波の調査研究を確実に推進し、その影響評価について早急に示すこと。

2 耐震化の促進

耐震化すべき全ての施設について、I s 値（耐震指標）が比較的高い施設も、低い施設と同様の補助率に引き上げ、耐震化を促進すること。

(1) 公立学校施設（幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校）

①実勢単価ベースでの補助を継続すること。

②学校教育施設の耐震工事に対する起債の充当率および交付税措置の地域差を解消すること。

(2) 私立学校施設（幼稚園・高校）

①補強工事に対する補助率の引上げを継続すること。

②高校の改築も補助対象とすること。

(3) 私立保育所

安心こども基金終了後も十分な予算を確保すること。

(4) 公民館等公共施設

公民館は避難所として活用されることも多く、耐震化を促進するため、補助率を引上げること。

(5) 木造住宅

木造住宅の耐震化を促進するため、補助対象額を引き上げるなど、個人の負担軽減を図ること。

(6) 水道施設

ライフライン機能強化等事業の採択基準の緩和および補助率の引上げを図ること。

3 老朽化した空き家対策

(1) 老朽化した空き家の除却のための法整備

適切な維持管理がなされず廃墟となった空き家について、所有者に対する管理責任を明確にし、除却などの行政処分を行う上での根拠となる法の整備を行うこと。

(2) 空き家再生等推進事業の促進

社会資本整備総合交付金「空き家再生等推進事業」について、対象地域の要件緩和を平成25年度以降も実施するとともに、除却事業については、対象を全地域とすること。

2 現状と課題

1 日本海側の地震・津波の研究

- ・国（文部科学省（地震調査研究推進本部）、内閣府）においては、南海トラフ等太平洋側を中心とした地震、津波の調査研究が進められている。
- ・日本海側については、国の地震、津波調査の空白地帯となっている。このため、日本海側において発生しうる地震・津波の調査研究、日本海も含めた我が国周辺の海底断層に関する調査について、平成25年度から着手する予定と文部科学大臣が発言（6月16日）。
- ・日本海側での地震・津波の調査研究を確実に実施し、その影響評価について早急に示すことが必要。

2 耐震化の促進

(1) 公立学校施設

- ・本県の学校教育施設の耐震化率は8割程度で、216棟が補強工事が必要。
公立幼稚園施設（75.9%）公立小中学校（81.4%）、県立高校（84.7%）
- ・先の大震災では、耐震指標（I s 値）等が比較的高いとされた学校も被災しており、耐震指標の高い施設も含めて耐震化の対象となる全ての学校教育施設の耐震化が必要。

公立幼・小・中学校の補強工事の補助率

I s 値0.3未満の建物 2/3

I s 値0.3以上の建物 1/2（但し、公立幼稚園・特別支援学校は1/3）

※いずれも地震防災対策特別措置法に基づく特別措置（原則は、1/3）

補強工事の交付税措置等に地域格差あり。

地方債充当率 90%（地震防災対策強化地域）

75%（その他地域）

地方債元利償還金の交付税措置 66.6%（地震防災対策強化地域）

50%（その他）

(2) 私立学校施設（幼稚園・高校）

- ・私立学校施設の耐震化率 私立幼稚園（76%）、私立高校（72%）〔H24.3月末〕
- ・I s 値0.3未満の補強工事の暫定的な引き上げ措置（国庫1/3→1/2）は、平成24年度末までの措置。
- ・国は、平成23年度第三次補正、平成24年度予算において私立学校の耐震化予算を大幅に増加させたが、学校法人の経営計画の中で、平成25年度以降に耐震化を予定している学校があり、同措置の継続が必要。
- ・建物の老朽化から、補強工事より改築を選択する学校があるが、私立学校のうち、改築工事が補助対象となっているのは幼稚園のみで、高校については、対象外。

(3) 私立保育所

- ・安心子ども基金は平成24年度までの措置

(4) 公民館等公共施設

- ・避難場所に指定されている県内161の公民館のうち、50の公民館（約30%）は耐震補強工事が必要。

【参考】国の現行制度

- ・公共施設等耐震化事業（消防庁）
大規模災害対策の拠点となる公共施設等の耐震化を促進するための財政支援措置
防災対策事業債 …事業費の90%
交付税措置 …元利償還金の50%（地方の実質的負担55%）
- ・住宅・建築物耐震改修事業（国土交通省）
地域防災計画に位置付けられ又は位置付けられる予定の避難所等建築物に対する補助
地方公共団体実施…補助率 国1/3（地方の実質的負担2/3）

(5) 木造住宅

- ・耐震改修には多額の費用が必要（平均工事費用 約220万円）
- ・国の補助制度（住宅・建築物安全ストック形成事業）
補助率：23%（国11.5% 地方公共団体11.5%）、補助限度額：800千円/戸

(6) 水道施設

- ・本県の水道施設（基幹管路）の耐震化率27.1%【全国平均 31.0%】
- ・22年度から、老朽管更新事業等の採択下限である「資本単価」が70円/m³→90円/m³に引き上げられ、4市町は採択外。（福井市、敦賀市、坂井市、永平寺町）

3 老朽化した空き家対策

(1) 老朽化した空き家の除却のための法整備

- ・廃墟となった空き家については、景観や治安を損なうだけでなく、地震等による倒壊により周辺住環境に危険を及ぼす恐れがある。
- ・建築基準法には、「著しく保安上危険な建物」について、撤去命令や代執行の規定はあるが、危険の範囲や具体的な手続きが明確に示されていない。

(2) 空き家再生等推進事業の促進

空き家再生等推進事業の概要

・【活用事業】

内 容：空き家住宅および空き建築物を、居住環境の整備改善および地域の活性化に資する宿泊施設、交流施設等の用途に供するため、当該住宅の取得（用地費を除く）、移転、増築、改築等を行う。

対象地域：産炭等地域または過疎地域（平成25年度までは全国が対象）

・【除却事業】

内 容：不良住宅、空き家住宅の除却を行う。

対象地域：産炭等地域または過疎地域

平成25年度までは、平成17年の国勢調査の市町村人口が平成12年の国勢調査の市町村人口より減少している市町村の区域(平成25年度まで)

福井県実績：11件（H20～23 越前町）

3 担当部署

安全環境部危機対策・防災課、教育庁教育振興課、生涯学習・文化財課
総務部大学・私学振興課、土木部建築住宅課、健康福祉部子ども家庭課、医薬食品・衛生課

1 提案

1 ダム事業の推進

(1) 足羽川ダム建設事業の推進

足羽川流域の抜本的な治水対策として必要不可欠な足羽川ダムについて、地域の安全を確保するため、早急に事業継続に向けた結論を出し、事業を強力に推進すること

(2) 補助ダム事業の推進

河内川ダム、吉野瀬川ダムについては、流域の治水・利水両面から安全・安心が早期に図られるよう必要な予算を確保すること。

2 幹線道路の除雪体制の強化

(1) 北陸自動車道や国道8号の除雪体制の強化

- ①大型トラック等がスリップしやすい箇所に、ロードヒーティング等の対策を講じること。
- ②積雪予測に基づき、余裕を持って普通タイヤ車両の通行規制を講じること。

(2) 舞鶴若狭自動車道や国道27号の除雪体制の強化

- ①画像情報を共有するなど、連携体制を強化すること。
- ②昨冬の大雪時の混乱を踏まえ、除雪機械の増強など除雪体制を強化すること。

3 社会資本の確実な維持管理

県民の社会・経済活動を支える直轄国道や、安全・安心の確保に影響を及ぼす直轄河川などの維持管理が確実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

また、県が管理する道路や河川などの維持管理を適切に行えるよう、社会資本整備総合交付金や地域自主戦略交付金など必要な予算を確保すること。

2 現状と課題

1 ダム事業の推進

(1) 足羽川ダム建設事業の推進

- ・足羽川下流の河川改修（激特事業等）は完了しているものの、抜本的治水対策として足羽川ダムは必要不可欠。
(平成16年福井豪雨の被害：死者負傷者24名、床上・床下浸水約13,000戸)
- ・国・県・地元池田町が基本協定を締結し事業を推進。地元池田町、水没住民等の理解のもと、ダム事業は順調に進捗し、福井豪雨により被害を被った福井市をはじめ関係自治体・住民は、早期の建設を強く要望。
- ・平成24年3月に近畿地方整備局が、「検証要領細目」に基づき検証に係る検討を行った結果、「事業継続が妥当」とする対応方針案を決定し、6月には「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、検証結果は共通的な考え方に沿って検討されたものであると理解を得た。

(2) 補助ダム建設事業の推進

- ・河内川ダム、吉野瀬川の両ダムについて、国土交通大臣は平成23年10月に補助金交付を継続とする対応方針を決定。

<進捗状況>

- 河内川ダム：事業進捗49.8% H24ダム本体工事発注予定
利水（小浜市水道用水、若狭町水道用水・工業用水・かんがい用水）
- 吉野瀬川ダム：事業進捗55.4% 付替道路工事中

2 幹線道路の除雪体制の強化

- ・今庄・敦賀間で、平成23年1月30日からの集中豪雪により、北陸自動車道と国道8号において同時に通行止めが長時間（約19時間）発生。
- ・平成24年1月24日の大雪の際、京都府との県境付近において、舞鶴若狭自動車道と国道27号で、同時に通行止めが長時間（約9時間）発生。
- ・北陸と関西、中京をつなぐ交通の要所の機能不全というだけでなく、災害時における避難体制にも大きく支障を来すものであり、除雪体制の強化が必要。

3 社会資本の確実な維持管理

- ・道路、河川、砂防、港湾、海岸、下水道などの維持管理については、地方の実情や意見を十分踏まえ、必要な予算を確保して着実に推進すべき。

3 担当部署

土木部河川課、道路保全課

1 提案

1 県民の安全・安心を確保するための捜査体制の充実・強化

(1) サイバー空間犯罪への対応の充実

サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における県民の安全・安心を確保するための新たな捜査体制を構築すること。

(2) 凶悪事件に的確に対応するための捜査体制の強化

体感治安に著しい影響を及ぼす殺人等凶悪犯罪を徹底して検挙するため、事件発生 of 初期的段階における事件性の判断や客観的証拠の収集を行う捜査体制を強化すること。

2 テロ、大規模災害等緊急事態への対応の充実

テロ、大規模災害等緊急事態が発生した場合に、住民の救出救助、避難誘導等の現場活動を迅速的確に推進するため、機動力を備えた現場指揮体制を整備すること。

2 現状と課題

1 県民の安全・安心を確保するための捜査体制の充実・強化

(1) サイバー空間犯罪への対応の充実

- ・サイバー空間を悪用した犯罪が横行する中、この種の犯罪がますます巧妙化、高度化することで、被疑者及び具体的容疑事実の特定が困難。
- ・本県のサイバー犯罪捜査を強化するには、専門的知識を有する警察官の確保のほか、全国警察との合同による広域的な捜査活動の推進が必要。
- ・警察庁では、平成23年度から地方警察官を増員し、サイバー犯罪捜査専従班の設置を推進。

(2) 凶悪事件に的確に対応するための捜査体制の強化

- ・全国的に死体取扱件数は増加傾向にあり、本県においても平成23年中は1,042件と、10年前(685件)に比べて約1.6倍に増加。
- ・平成23年4月、有識者研究会は、検視官の臨場率100%達成を長期的目標としつつ、5か年をめどに臨場率を50%程度に引き上げることを提言。
- ・平成23年中における検視官の臨場率は、全国平均で36.6%のところ、本県は41.7%で、特に嶺南地域の臨場率は31.4%に止まっている状況。
- ・警察庁では、平成21年度から地方警察官を増員し、一層緻密かつ適正な死体取扱業務を推進するための体制強化を推進。

2 テロ、大規模災害等緊急事態への対応の充実

- テロ、大規模災害等の緊急事態発生時には、警察本部に災害警備本部、現地警察署に現地警備本部、現場直近に現地指揮所を設置し、本部の決定した活動方針に基づき、情報収集、救出救助、住民避難等の活動を実施。
- 災害の形態により、避難区域が設けられた場合、現地指揮所は、安全を担保しつつも、最前線での現場指揮が必要。
- 福島第一原発事故では、高濃度の放射性物質が拡散するにつれ、安全な地域に現場指揮機能の移転を余儀なくされ、現場活動に支障。
- 本県のような原発集中立地においては、固定された拠点からの指揮体制のほか、いかなる状況にも柔軟に対応できる機動力を備えた現場指揮体制の構築が必要。

3 担当部署

福井県警察本部生活環境課、捜査第一課、警備課

1 提 案

1 敦賀港の整備と利活用の促進

物流拠点としての機能を強化するため、以下の整備を行うこと。

- (1) 静穏度確保のための鞆山防波堤の早期完成とうねり対策の実施。
- (2) 鞆山南地区多目的国際ターミナルの港湾機能の強化に必要な岸壁等の整備や川崎松栄岸壁の耐震補強。
- (3) 外国からの貨物や旅客の受入れを迅速に行うため、C I Q（税関、出入国管理、検疫）体制の充実。

2 福井港の整備と安全性の確保

- (1) 国家石油備蓄基地や県内最大の工業団地テクノポート福井の保全のため、福井港海岸の離岸堤整備および護岸改良を早期に完成させること。
- (2) 航路の安全性を確保するための整備等への支援。
 - ①航路幅を拡大するための浚渫。
 - ②防砂堤の延伸などの土砂堆積軽減対策。
- (3) 重要港湾に格上げすること。

2 現状と課題

1 敦賀港の整備と利活用の促進

(1) 鞆山防波堤の早期完成とうねり対策

- ・敦賀港内の静穏度を確保するため、現在整備中の鞆山防波堤整備の早期完成、4月3、4日の爆弾低気圧による被災箇所の早期復旧が必要。
- ・鞆山南岸壁において冬季風浪によるうねりが発生し、コンテナ船の荷役時間が長時間に及ぶなど荷役障害が発生。防波堤および岸壁を整備している国が対策を講じることが必要。

(2) 港湾機能の強化に必要な岸壁等の整備

- ・平成23年11月に「国際フェリー・国際RORO船」機能の日本海側拠点港に選定。今後の航路充実と取扱貨物の拡大に向けた港湾機能の強化が必要。
- ・川崎松栄岸壁は、二重の防波堤に守られ、防災上の安全性が高く、防災拠点となり得る位置にあるが、耐震化が未了。現行制度では、岸壁の耐震補強は直轄事業では出来ないが、国が整備した川崎松栄岸壁の耐震補強については、国の直轄事業で行うべき。

(3) C I Q体制の充実

- ・国際フェリー、RORO船の新規就航と増便について船会社と協議中
- ・通常の入出国管理は福井市の出張所で処理しているため、敦賀港で行えるよう、人員機材等の体制充実が必要。

2 福井港の整備と安全性の確保

(1) 離岸堤の整備と護岸改良

- ・冬季風浪により、護岸前面消波ブロックの飛散と越波や吸出しによる護岸背後水叩きの陥没被害が発生。防波堤や消波ブロックも被災。

(2) 航路の安全性確保

- ・福井港は九頭竜川付近に位置し、冬季風波の影響等により土砂が堆積しやすく、県では毎年航路整備を実施しているが、流入土量が浚渫土量を上回る状況。
- ・平成24年2月6日に1万トン級の貨物船が座礁。

(3) 重要港湾への格上げ

- ・福井港は平成12年に港湾の格付けが重要港湾から地方港湾に変更されたが、県内最大の工業団地（テクノポート福井）が背後に立地しており、立地企業から、大型船が係留可能な岸壁整備や航路水深の確保の要望がある。
- ・福井港の取扱貨物量は平成22年実績で1,578,116トン（全国重要港湾103港のうち77番目に相当）

3 担当部署

産業労働部企業誘致課、土木部港湾空港課

1 提案

1 敦賀市民間最終処分場抜本対策の推進

産廃特措法の支援対象となった最終処分場水処理等施設は、処分場が廃止されるまでの間、生活環境保全上の支障発生を防止するため、適正な維持管理が必要となることから、平成25年度以降も財政支援を継続すること。

2 海岸漂着物の円滑な処理

海岸漂着物の回収・処理や発生抑制などに要する経費について、海岸漂着物処理推進法の趣旨を踏まえ、必要な財源を措置すること。

3 地球温暖化対策の推進

(1) 国の地球温暖化対策目標の早期決定

革新的エネルギー・環境戦略の策定やエネルギー基本計画の改定を速やかに行い、京都議定書目標達成計画が終了する2013年度以降の国の地球温暖化対策に関する目標を、早急に決定すること。

(2) 地球温暖化対策の財源確保

地球温暖化問題は、地方公共団体が実施する再生可能エネルギーや省エネ設備導入などの対策について、国が責任をもって財源を確保すること。

2 現状と課題

1 敦賀市民間最終処分場抜本対策の推進

- ・本県敦賀市で昭和62年から廃棄物最終処分業を行っていた事業者が、平成8年頃から平成12年までの間、無許可で管理型最終処分場の容量を変更し、許可容量を大幅に超える処分を行った。その結果、処分場からの浸出液が処分場直下を流れる河川に漏出。
- ・県では産廃特措法に定める「特定支障除去等事業実施計画」の環境大臣同意を得て、地元敦賀市と共同で、平成20年1月18日から抜本対策工事を実施。
- ・抜本対策工事は、産廃特措法の現行期限（平成24年度末）までに完了する予定であり、今年度までは「産業廃棄物特定支障除去等事業推進補助金」および産業廃棄物適正処理推進センターの出えんによる財政支援を受ける予定。
- ・この工事により整備した水処理等施設の維持管理は、保有水が排水基準を満たすなど処分場の廃止が可能となるまで継続することが必要。この維持管理費用が大きな財政負担となることから、来年度（平成25年度）以降についても、継続した財政支援が必要。

2 海岸漂着物の円滑な処理

- ・大量のポリタンク容器や木材、河川から流出したゴミ等が広域にわたり海岸に漂着するなど、対応しきれない大量の漂着物が押し寄せ、地域住民の生活や観光・漁業等に影響。
- ・平成21年7月に施行された「海岸漂着物処理推進法」において、国が海岸漂着物対策に必要な財政上の措置を講ずることが明記。
- ・平成23年度までは、回収・処理に対して、地域グリーンニューディール基金が設置され財源としていたが、平成24年度は措置なし。

3 地球温暖化対策の推進

(1) 国の地球温暖化対策目標の早期決定

- ・2020年までに温室効果対策ガス排出量を1990年比で25%削減する目標を掲げた地球温暖化対策基本法案は、第180国会で継続審議。
- ・中央環境審議会地球環境部会の下に「2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会」を設けて検討を始めてはいるものの、2013年度以降のわが国の方針については未策定。
- ・地球温暖化対策基本計画は、原子力発電所の安全対策も含めたエネルギー政策のあり方に関する考え方を国が早期に示し、この考え方を踏まえて早期に温暖化対策計画を策定すべき。

(2) 地球温暖化対策の財源確保

- ・地球温暖化対策を進めるためには、創エネ・省エネをはじめとするハード整備を伴う施策を着実に進める必要がある。
- ・以前は、これらに充てることができるグリーンニューディール基金が各県に用意されていたが、同基金の利用は、平成23年度で終了となり、その後継である新グリーンニューディール基金は、用途が防災に資するものに限られており、一般的な温暖化対策に充てることができない。今後の地球温暖化対策の財源としては、より幅広い事業に活用できるようにすべき。

3 担当部署

安全環境部循環社会推進課、環境政策課

1 提案

本県では、地球温暖化とエネルギーの供給力強化に資する「エネルギー源の多角化」を、地域経済の活性化にも役立てるため、「1市町1エネおこし」を掲げ、各地域の特色を活かした再生可能エネルギー事業を推進している。再生可能エネルギーの普及には、安定的で地域への波及効果が高い仕組みが必要である。

1 事業者の投資を促進するための優遇税制の創設

(1) 発電事業者の設備投資の促進やランニングコストを軽減する税制を創設すること。

○設備投資の促進：投資した設備が稼動する前事業年度まで法人税を無税化

- ・投資計画の認定を受けた法人に対して、所得金額を限度として積み立てた「自然エネルギー発電設備投資等準備金」を損金算入
- ・上記法人に対して、投資等を行った事業年度において準備金残高を限度に即時償却

○ランニングコスト軽減

- ・再生可能エネルギー源による発電量に対して1 kWh当たり一定額の税額を控除

(2) 再生可能エネルギーに係る投資を促進する税制を創設すること。

- ・再生可能エネルギー運営企業や、同事業への投資に特化した投資ファンドへの出資をエンジェル税制の対象に追加

2 全量固定買取価格制度の安定的な運用

再生可能エネルギー事業の円滑な導入と成長のために、長期的な事業見通しが必要であることから、買取価格や買取期間について、安定した運用を行うこと。

3 ダム管理用水力発電の促進

ダム管理の合理化のために設置されたダム管理用水力発電について、余剰電力の売電収益を、ダム施設全体の維持管理費に充当できるようにするなど、売電収益の充当範囲を拡充すること。

4 農業用水等による小水力発電の促進

発電用水利権の取得について、既に取得している農業用水利権の水量内で発電する場合には届出制にするなど、取得手続を簡素化すること。

2 現状と課題

1 事業者の投資を促進するための優遇税制の創設

- ・エネルギー源の少ない我が国として、太陽光、風力等の自然エネルギーの導入によるエネルギー源の多角化を図り、地球温暖化の防止やスマートコミュニティの形成を進めることが必要

2 全量固定価格買取制度の安定的な運用

- ・同制度の内容が、再生可能エネルギーの普及を左右することになるが、欧州では、国が突然、買取価格を引き下げたことによって、再エネ市場が急速に縮小し、関連業界の成長に著しい混乱を及ぼした事例がある。
(ドイツ)
- ・2000年に固定価格買取制度導入。その後太陽光発電の普及が急激に進んだことにより、2004年以降、買取価格を継続的に引き下げている。
(スペイン)
- ・1994年に固定価格買取制度導入。その後、太陽光発電の普及が急激に進んだことにより2008年に買取価格を引き下げ、2009年には年間上限額を設定した。今年1月には新規買取の一時凍結を決定した。

3 ダム管理用水力発電の促進

- ・現在、地域自主戦略交付金において整備した水力発電設備による売電収入は、「発電に要した設備の維持管理費等を差し引いた額」を国庫に返納するルール
- ・多大な費用を要するダム管理の全体経費に売電収入を充当し、ダムの維持管理費を軽減するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進。

4 農業用水等による小水力発電の促進

- ・発電用水利権の取得には、河川法に基く許可を得るために専門的な資料作成や長期の協議などが必要とされていることから、再生可能エネルギーの促進に向け、地域住民や農業者などが身近な水路を活用した水力発電に取り組めるよう、抜本的な手続きの簡素化が必要。

3 担当部署

総務部税務課、安全環境部環境政策課、農林水産部農村振興課、土木部砂防防災課

1 提案

1 国立公園等整備費事業の対象拡大

国立公園等整備事業については、風致を維持する必要性が高い地域（特別保護地区、第1種特別地域等）に限定されている。この対象を、第2、3種特別地域へ拡大し、白山国立公園の「越前禅定道」の全通に向けた整備を行うこと。

2 SATOYAMAイニシアティブ国際会合の福井誘致への協力

本県ではコウノトリをシンボルとした県の生物多様性を保全するために、里地里山の保全施策を進めてきた。これらの取組みを世界に発信するため、SATOYAMAイニシアティブ国際会合の当県での開催は重要であり、関係各国への働きかけ等、当県の誘致のための活動を支援すること。

2 現状と課題

1 国立公園等整備費事業の対象拡大

- ・「越前禅定道」は最古の白山登拝のルートであり、この道の復元は白山信仰の源流体験などによる利用が期待され、白山国立公園全体の魅力向上につながる。
 - ・白山伏拝・祓川間については、通行できるよう整備が必要。
 - ・中地藏（小原登山口）・伏拝（小原峠）間については、利用者も多く危険箇所対策として、階段等の整備が必要。
- ・国は国立公園等整備費の対象を国立公園の特別保護地区、第1種特別地域および海域公園に限定しているため、第2、3種特別地域の施設整備の状況との間に格差が生じている。（「越前禅定道」は、第2、3種特別地域）
- ・国立公園では地域自主戦略交付金の自然環境整備に関する事業も利用できないため、同整備費（直轄事業）の対象を第2、3種特別地域まで拡張すべき。

2 SATOYAMAイニシアティブ国際会合の福井誘致への協力

- ・平成24年3月にケニアで開催された第2回定例会合において「第4回定例会合誘致の意向」を表明
- ・平成24年10月にインドで開催される第3回定例会合において、第4回定例会合の福井開催決定を目指している。
- ・本県での開催および、会合の成功のためには国と開催県との連携が不可欠。

3 担当部署

安全環境部自然環境課、環境政策課

1 提案

1 国体の開催県への財政的な支援

大会運営費、施設整備費に対する支援を充実させること。
本大会に対するスポーツ振興くじ（toto）助成による支援を実施すること。

2 新しい形での国体の実現

開催県が主体的な運営を行えるよう、開・閉会式の見直しや施設基準の弾力的な運用などの検討を進めること。

また、開催地の都道府県内に適当な施設がなく、競技会場の選定が難しい競技については、会場地のローテーション化や競技会場の固定化の検討を進めること。

魅力ある国体とするため、参加年齢の引き下げや競技方法の標準化などについて、共同主催者3者（文部科学省、（公財）日本体育協会、開催県）による検討を進めること。

3 国体開催県における地元選手のレベルアップ支援

地方においても国内最高レベルの競技を身近に感じる機会を増やすために、国において、（公財）日本体育協会（中央競技団体）等に、国体開催地をはじめとする地方での各種全国大会等の開催を働きかけるとともに、大会開催への支援を行うこと。

国体開催を地方のスポーツ振興の中核となる人材育成につなげるために、国において、（公財）日本体育協会が行う各競技団体の指導者育成のための講習会の地方開催の指導および支援を行うこと。

2 現状と課題

1 国体の開催県への財政的な支援

- ・国体への関心の低下や開催県の人的・財政的負担の増大などの課題が顕在化。
- ・冬季大会については、財政的負担の大きさなどから開催地決定が困難になったため、スポーツ振興くじ（toto）助成による支援が既に実施されているが、本大会については対象外。

2 新しい形での国体の実現

- ・国体開催に関する事項は、（公財）日本体育協会が作成した「国体開催基準要項」で一律に定められており、開催県の自主性・独自性が十分に発揮しにくい状況である。

3 国体開催県における地元選手のレベルアップ支援

- ・国内最高レベルの競技会は中央で多く開催されており、地方では高い競技レベルの大会を直に「見る」機会は少ない。
- ・（公財）日本体育協会公認の上級指導員等の養成講習会は都市部での開催が多く、地方からの受講は費用的にも、時間的にも負担が大きいため、地方での講習会開催およびその支援が必要。

3 担当部署

総務部新国体推進課、教育庁スポーツ保健課